

第2回 要望一覧と各省からの回答

①立地制約

参考資料 1

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
①	農業設備に太陽光発電を敷設する場合は、一体の農業設備として、農地転用の対象としないこと	農業設備（ガラス園芸ハウス、獣害防止用柵へいなど）に太陽光発電を敷設する場合は、一体の農業設備として、農地転用の対象としないこと。さらに、その旨を全国各地の都道府県・市町村の農業委員会に周知徹底する通達を出すとともに、農水省を挙げて広報を図ること。	農業設備（ガラス園芸ハウス、獣害防止用柵へいなど）に太陽光発電を敷設した場合の扱いが不明瞭であった。これを事後・新設を問わず、農業設備とすることが望ましい。ただし、明らかに太陽光発電が主目的で農業設備としての目的が従となる悪質なケースは排除する必要があるため事後規制等の検討は必要かもしれない。これを全国各地の都道府県・市町村の農業委員会に周知徹底する通達を出すとともに、農水省を挙げて広報を図ること。	農林水産省	農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない（農地法第4条第1項、第5条第1項）こととされています。	農地法第4条、第5条	対応	農業用施設の屋根や壁などに太陽光発電設備を設置する行為は、農地を農地以外のものにする行為には当たりません。したがって、当該設備を当該施設の屋根等に設置すること自体は、農地転用に当たりません。このことについて、令和2年度中に農地転用許可権者に通知等により周知するとともに、農林水産省ホームページに掲載することとします。
①	再生可能と判定した農地の再生目標を義務付け、荒唐農地の再エネ積極化活用の通達等	<ul style="list-style-type: none"> 「再生利用が困難と見込まれる荒唐農地」は、本来、第1種農地であれ農振地域であれ、直ちに農用地解除されるべきもの。また、すべての農業委員会は、この峻別を理解しているはずで、地権者による農用地解除の申請があれば、解除するはずである。 ただし実態として、従来の経験や情報から、都道府県や市町村の農業委員会は、必ずしも積極的に荒唐農地の判定をしておらず、さらに太陽光に対する農用地解除は拒絶する傾向がある。 これに対して、農水省から、以下を促進すべき。 <ul style="list-style-type: none"> → 一現況として耕作されていない農地(荒唐農地)について、再生可能もしくは再生困難化の判定を必ず行うこと。再生可能と判定した農地には再生目標を義務付ける。 → 「再生利用が困難と見込まれる荒唐農地」を再生可能エネルギー（とくに太陽光&風力）に積極的に活用する方向で、通達なり情報なりを出して、都道府県と市町村の農業委員会での意識向上を図ってどうか。 	荒唐農地のうち合計28.4ha（2019年）あり、そのうち「再生利用が困難と見込まれる荒唐農地」が19.2haある。これを太陽光発電等再生可能エネルギーに積極的に活用すべきである。	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 荒唐農地の判定については、「荒唐農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づき全ての農地を対象に市町村及び農業委員会が連携して一筆毎に現地の状況を毎年確認し判定しています。 再生利用が困難と見込まれる農地については、「「農地法の運用について」の制定について」（平成21年12月21日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の規定に基づき、農業委員会が「農地」に該当しないと判断しています。 農業委員会法の規定により農地利用の最適化事務（担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等）の実施状況を公表することとなっており、この中で再生可能な荒唐農地の解消目標と解消面積の実績を翌年度の6月までに公表しております。 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再エネ法）の仕組みを活用すれば、1種農地のうち再生利用困難な荒唐農地、再生利用可能な荒唐農地のうち今後耕作の見込みがない土地を転用して再生可能エネルギー発電設備の用地として利用することが可能です。 	農地法	対応	<ul style="list-style-type: none"> 荒唐農地の判定にあたっては、「荒唐農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、適正に運用されるよう令和3年度調査に向け取扱事例を収集し、市町村及び農業委員会に対し令和3年6月末までに通知等により判定事例の周知を行ってまいります。 再生困難な農地については、毎年の調査で把握後、当該調査を行った年内に農業委員会で非農地判断が行われるよう、次期調査に向け、改めて指導通知を令和2年度中に発出します。 土地利用については所有者の判断であり一律に促すことはできませんが、現行制度上、農山漁村再エネ法の仕組みを活用すれば、1種農地であっても再生利用困難な荒唐農地等を再生可能エネルギー発電の用地として利用することが可能であること、また地方農政局や民間団体の相談窓口において専門家による助言や農地所有者と発電事業者とのマッチングが可能であることについて、令和2年度中に通知等により、地方公共団体に対して周知を図ってまいります。
①	農地や林地開発における許認可手続きにおける資金計画の提出	許可申請時に資金の確実性を求める書類は必要条件から外し、許可した目的が達成されない場合は許可が無効となるようなルールとすることを検討していただきたい。	林地開発、農地転用等の様々な開発時の許可申請にあたり、事業者の残高証明や銀行の融資証明の提出が必要なケースが多くあります。再エネの大規模事業ではプロジェクトファイナンスによる資金調達をすることが多く、許可申請段階でこのような資料を準備することは難しい状況です。許可後に事業が頓挫し許可事実のみが残ることを懸念しての規制と思いますが、許可した目的が達成されない場合（再エネ事業が実施できない場合）には許可が無効となるようなルールとすれば、そのような問題は起こらないと考えます。	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 民有林で開発行為を行うに当たっては、都道府県知事の許可（自治事務）が必要であり、その審査において開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであるかについても確認するよう国から都道府県に技術的助言を行っております。その際、都道府県によっては、残高証明や銀行等の融資証明の提出を求める場合があります。 また、都道府県知事は許可に際して条件を附することが可能となっています。 農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定めているところです。 農地転用許可においては、資力及び信用の面からも農地転用が確実に行われることを確認するため、事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面を申請書に添付していただくこととしています。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林法第10条の第2第1項 農地法第4条、第5条、処理基準等 	対応	<ul style="list-style-type: none"> 民有林における開発許可申請については、資金調達の方法の多様化を踏まえ、銀行による融資等が行われることが決定していなくても、融資等が行われることが確実であると見込まれる場合には、そのことを証する書面を添付して許可を申請していただき、融資等が決定した後に事業に着手することを条件として許可することが可能です。 このことについて、令和2年度中に都道府県に通知等により周知するとともに、農林水産省のホームページに掲載することとします。 農地転用許可申請については、資金調達の方法の多様化を踏まえ、銀行による融資等が行われることが決定していなくても、融資等が行われることが確実であると見込まれる場合には、そのことを証する書面を添付して許可を申請していただき、融資等が決定した後に事業に着手することを条件として許可することが可能です。 このことについて、令和2年度中に農地転用許可権者に通知等により周知するとともに、農林水産省ホームページに掲載することとします。
①	農地転用解釈の統一化	現況非農地若しくは地目非農地はいずれも農地扱いとしないことが原則（現況主義）だと考えるが、全国各地の農業委員会によって解釈が異なり、統一かつ迅速な運用が必要と考えられる。	営農型太陽光発電は、今後の日本で最も素早く低コストで太陽光発電を拡大できる可能性が高いことから、大胆な見直しが期待される。耕作放棄地は日本の農地約450万ヘクタールに対して、そのおよそ1割・42万ヘクタールにのぼる。これを農地区分のまま太陽光発電に活用できれば、林地山林のような造成も不要であるため低コストとなり、既開発地の活用であることから自然環境も保全され、営農者にとっても地域にとってもメリットがある。	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、その土地が農地に該当するかは、その土地の現況によって判断すべきものであり、土地の登記簿上の地目によって判断するものではありません。 農地の現況については、市町村及び農業委員会が連携して毎年現地を確認し、「荒唐農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）の規定に照らして再生利用が困難と見込まれる荒唐農地については、「「農地法の運用について」の制定について」（平成21年12月21日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の規定に基づき、農業委員会が「農地」に該当しないと判断しています。 再生利用が困難と見込まれる農地については、農地台帳から除外されないものが多数見受けられたことから、「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外について」（平成30年3月12日付け29経営第3242号農林水産省経営局農地政策課長通知）にて、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行うよう、各都道府県担当部長を経て農業委員会に対し技術的助言を行っております。 	農地法	対応	<ul style="list-style-type: none"> 荒唐農地の判定にあたっては、「荒唐農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、適正に運用されるよう令和3年度調査に向け取扱事例を収集し、市町村及び農業委員会に対し令和3年6月末までに通知等により判定事例の周知を行ってまいります。 再生困難な農地については、毎年の調査で把握後、当該調査を行った年内に農業委員会で非農地判断が行われるよう、次期調査に向け、改めて指導通知を令和2年度中に発出します。
①	農地法における基準の明確化	垂直架台の設置を推奨するために 高さ制限2Mの制限をその場合は考慮しなくても良いとの通達を全国にて維持してもらいたい		農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定めているところです。 御提案の高さ制限については、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）において、営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められることの条件として、農作物の栽培において、効率的な農業機械等の利用が可能な高さ又は、農業者が立って農作業を行うことができる支柱の高さの目安としておおむね2メートル以上を確保することと定めているところであり、農作業の支障とならないものはこの高さ制限には該当しません。 また、営農型太陽光発電設備以外の再エネ設備への転用については、このような高さの基準はありません。 	農地法第4条、第5条、農地法関係事務に係る処理基準等	対応	<ul style="list-style-type: none"> 営農型太陽光発電設備の通知においては、農作物の栽培において、効率的な農業機械等の利用が可能な高さ又は、農業者が立って農作業を行うことができる支柱の高さの目安としておおむね2メートル以上を確保することと定めているところであり、御提案の垂直架台が農作業の支障とならないものであれば、この高さ制限には該当しません。 また、御提案の垂直架台が、通知が規定している農地の上部空間に太陽光パネルを設置する一般的なものと異なるタイプであり、当該通知の基準がそのまま適用できない場合は、農地転用許可権者が個別に転用の可否を判断することになりますが、その場合は高さ制限を適用しないなど、具体的な事案に応じて適切に対応すべきと考えます。 このため、このことについて、令和2年度中に地方自治体に通知等で周知するとともに、農林水産省ホームページに掲載することとします。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
①、⑤（FIT）	小規模低圧営農型太陽光発電については規制強化ではなく、農家や地域のために規制緩和して欲しい	1.今年から小さな農家は事実上営農型PVのFIT制度から除外されましたが、農業や地域への多様な効果を受容するためにも非認定農家等小さな農家にも再度営農型PVの活用が可能になるよう規制緩和してほしい 2.FITへ復活が困難な場合、電力の地産地消を目指す地域マイクログリッド等地域活用電源に絡む小規模な非認定農家等の営農型PVをNon-FIT型営農型PVとして地方自治体裁量で設置可能となるよう規制緩和して欲しい 3.上記はいずれも当然に農業とPVの共存を目的とするので遮光率1/3以下でパネル高3m以上等汎用理想型設備仕様を条件に栽培作物の平均的単収8割維持基準（強力な参入障壁）は是非とも外して欲しい	1.低圧PVには自家消費要件がつくも営農型PVは認定農家等を条件に自家消費無しでもFITを維持したことは破格の優遇と受取れる。しかし当市6千戸農家の内認定農家は70戸程度で、しかも認定農家は自立的経営を既に実現のケースも多く今更営農型PVへのニーズが多いとは思えない 2.農家の大多数、特に中山間の小規模水稲農家等は赤字構造が定着、高齢化も進み継ぎも望み薄。一方で山林や河川水路など中山間の多面的機能維持を引き受ける唯一の存在。SDGsでいう生物圏の循環維持ができないと災害や害獣など都市部の安心安全もない。営農型PV稼働5年の経験から小さな農業に魅力と収益力をつけ若者と呼ぶには営農型PVは千載一遇の機会ととらえるも非認定の小さな農家は営農型PVから除外では地域活性化の意欲も委える 3.エネルギー強靱化法案成立や2050年ゼロ宣言で地域マイクログリッドが注目。PV発電コストは既に10円前後に下落し市場競争力も、FITにこだわらず地域マイクログリッドで電力の地産地消を進める中でNon-FIT型の営農型PVが可能ならそれでも良い。地域等で自立的に判断できる制度への規制緩和が求められる 4.営農型PV普及には平均的単収の8割維持基準が大きな障壁となっている。多くがこの規定で導入を諦め、導入後も栽培が日陰作物に偏向している。経験的に遮光率1/3以下でパネル高3m以上ならどんな作物も栽培可能。この汎用仕様を要件に現行8割維持基準を外せば、行政窓口や農家の悩みが激減する 5.以上もっと詳しくはこちらのURLでセミナーでの説明が参照できます。 https://youtu.be/yH4oxsaOj78	経済産業省、農林水産省	【1. について】 令和元年度の調達価格等算定委員会で、小規模事業用太陽光発電（10-50kW）については、地域において信頼を獲得し、長期安定的に事業運営を進めるため、自家消費を前提とした設備等の支援に重点化していくという方針が整理され、令和2年度から自家消費型の地域活用要件を設定しています。具体的には、①再生可能エネルギー発電設備の設置場所が少なくとも30%の自家消費等を実施すること（ただし、農地一時転用許可期間が10年間となり得る営農型太陽光は、自家消費等を行わないものであっても、災害時活用を条件に、FIT制度の対象）、②災害時に自立運転（停電時に外部電源なしで発電を再開すること）を行い、給電用コンセントを一般の用に供すること、の高方をFIT認定の要件として求めています。 【2. 3. について】 農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定めているところです。 営農型太陽光発電設備の取扱いについては、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱について」（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）を定めているところですが、FIT認定は条件としていません。 また、この通知において、営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確実に認められることの条件として、下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少しないことを定めているところです。	・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則 ・農地法第4条、第5条、農地法関係事務に係る処理基準等	【1. について】 再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者が再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 なお、再エネを「主力電源」とするためには、責任ある長期安定的な電源となることが必要です。そこで、農林水産省において、特に営農が適切に継続される蓋然性が高い場合や荒廃農地の再生利用の促進が期待できる場合等については10年間の農地転用を認めていることを踏まえ、長期安定的な発電を促しつつエネルギー政策と農林水産政策の連携の進化を図っていくため、農地一時転用許可期間が10年間となり得る営農型太陽光を対象に、自家消費等を行わないものであっても災害時活用を条件にFIT制度の対象としています。現時点においてはFIT制度の対象とするための当該要件を維持する方向で、調達価格等算定委員会が審議されておりですが、今後、実態を踏まえつつ、必要に応じて見直してまいります。 【2. 3. について】 ・FIT認定条件 営農型太陽光発電設備は、FIT認定がなくても設置することができます。 ・（収量要件） 営農型太陽光発電設備は、農業が適切に継続されることをもって、通常太陽光発電設備の設置が認められない優良農地においても設備の設置が認められる、特例的な取組です。 また、営農型太陽光発電設備は、農業と再生可能エネルギーによる発電とが両立する取組であることから、農業が適切に行われない場合は、この両立が失われ、単なる発電事業となってしまいます。 御提案のように、設備に条件を付したとしても、適切な営農の継続が確保されるとは限らないと考えられます。 したがって、この両立の目安として、農業においては、地域の平均的な単収の8割を確保することとしておりますが、「地域の平均的な単収」を目安とすることで、地域の実情に配慮した指標としているところであり、御理解願います。	
①	【陸上風力】耕作放棄地における風力発電導入促進のための手続きの迅速化	・食生活の多様化や情報化社会により、国内の農業従事者は年々減少しており、耕作放棄地・荒廃農地等の面積は将来に向けて拡大することが予想される。・このような耕作放棄地の有効活用を進め、日本における再生可能エネルギーの導入を促進するためにも、農振除外、及び農地転用に係る手続きの迅速化を実現していただきたい。	農振除外、及び農地転用の手続は、審査に時間がかかり、許可が付与されるまでに非常に時間がかかることから、現実には農地として有効利用されていない土地であるにもかかわらず、放置されたまま、開発ができないといった事態が生じている。・この点、2013年に成立した農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律において、再生利用が困難な荒廃した農用地等のうち一定の条件を充足するものについては、再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域に含まれるとされたが、同法に基づき認定された設備整備計画は67（2018年度末時点）に過ぎず、活用状況として十分であるとはいえない。	農林水産省	農地転用を目的とした農用地区域からの除外については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件に基づき行われます。 また、農地転用許可については、農地法第4条又は第5条に基づき行われます。 これらの手続の迅速化については、国は、これまでも通知や会議及び研修会の場などを通じて地方自治体に周知してきたところであり、直近では、「風力発電設備を設置する場合の農業振興地域制度等の運用上の留意事項等について」（平成31年3月29日付け30農振第4092号農林水産省農村振興局長通知）を发出し、迅速化に向けた更なる周知を行ったところです。	農業振興地域の整備に関する法律第8条～13条、農地法第4条、第5条他	対応	御提案を踏まえ、農用地区域からの除外及び農地転用許可の更なる迅速化に向けて、事前に農振除外及び農地転用許可見込みの確認を同時並行的に実施することにより、除外相談から転用許可までの処理期間を短縮する等の手法をとるよう、地方自治体に通知等により周知するとともに、農振除外と農地転用許可を併せて行う場合の事務手続のフロー等を作成・配布し、農林水産省ホームページにも掲載します（いずれも令和2年度中に対応）。
①	生産緑地法上の営農型ソーラーの位置づけの明確化等	生産緑地については、都市近郊の緑地として多面的な価値が認められているが、農水省が進めている営農型ソーラーを認めていないため、これを進める。もし、認められている場合であっても、認められていることやその条件の明確化やその旨の周知が不足している。そのため、具体的には、生産緑地法の政省令及びガイドラインで、農水省が定める営農型ソーラーと同様な規定を設けること、それにより同法上の位置づけの明確化を図るべき。また、営農型ソーラーは農業委員会が許可権者であるが、生産緑地の場合は、地方自治体の所管（多くは都市計画課）が許可者に設定すればいいのではないかと。ただし、国土交通省は、農水省や環境省と連携して、これらの周知徹底の広報を図ることも同時に行うこと。	生産緑地については、都市近郊の緑地として多面的な価値が認められているが、農水省が進めている営農型ソーラーを認めていないと考えるため、これを進める。もし、認められている場合であっても、認められていることやその条件の明確化やその旨の周知が不足している。	国土交通省、農林水産省	・市街化区域内にある農地等で、都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用がある等の要件をみたすものは、生産緑地地区として都市計画に定めることができます。生産緑地地区内では、当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となる施設等の設置又は管理に係る行為で良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認めるものについて、市町村長の許可を受けて設置することが可能となっています（生産緑地法第8条）。 ・農地法に基づく一時転用許可を受けて、農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合の農地法上の農地転用許可権者は、都道府県知事又は指定市町村（農地法第4条第1項に規定する指定市町村）とされています。 農地転用許可に係る権限は、地方自治法に基づいて、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、市町村に委任することができ（地方自治法第252条の17の2）、また、当該事務委任を受けた地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を農業委員会に委任することができます（地方自治法第180条の2）。	・生産緑地法第3条、第8条 ・農地法第4条、第5条、地方自治法第180条の2、第252条の17の2	現行制度下で対応可能	・営農型ソーラーであっても、当該生産緑地における農産物等の生産のために必要な発電設備であり、良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認めるものであれば、市町村長の許可を受けて設置することができることから、現行制度下で対応可能です。 上記の制度の考え方については、令和2年度中に国土交通省ホームページや自治体向けの説明会において周知を図ってまいります。 ・農地転用許可に係る事務については、農地法上の指定市町村又は地方自治法に基づき事務委任を受けた市町村の長の判断でその事務を都市計画担当部局に担当させることも可能です。 なお、市町村長が、その委任に係る事務をどの部局で行うかについては、その自治体の状況等に応じて判断すべきことであると考えます。
①	保安林解除における判断手続きの迅速化	保安林解除の取扱い要領https://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000897.html「3解除の要件」に風力発電事業の内容を追加、または風力事業を想定した基準となる面積要件の追加を行い、判断手続きのスピードが上がるようにして頂きたい。	やむを得ず保安林の解除が必要な場合、解除要件が厳しくかつ協議に時間を要しています。風力発電事業の場合、開発範囲は点的で大規模な開発は行われにくいにも関わらず、保安林の目的を損なわれないと考えられるわずかな転用も、認められにくい状況です。	農林水産省	保安林を森林以外の用途に転用するためには、山地災害の危険性を考慮した防止措置等の一定の要件を備えていることを確認し、指定の解除を行うこととなります。審査に当たっては、標準処理期間を定め、事務処理基準等を明らかにして手続の迅速化を図るとともに、添付書類の簡素化も行っています。	森林法第26条等	検討を予定	保安林の許可や指定の解除事務等の適正化及び審査の迅速化については、一般的な事務処理基準等を整備し周知しているところですが、ご提案も踏まえ、審査のより一層の迅速化を図るため、令和2年度中に業界団体との意見交換の場を設けて事例の提供等をいただきながら、令和3年度中に風力発電に係るマニュアルを作成し、都道府県担当者への研修を行うことを通じてノウハウの共有を図るとともに、申請書類や手続の更なる簡素化の検討を進めてまいります。
①	保安林内作業許可の面積要件	風車建設ヤードに関する作業許可にあたっては2500㎡を5000㎡まで可能とし、更に切盛の高さ制限（現在は1.5m）をなくして頂きたい。	保安林においては、林内作業許可によって風車建設ヤードを造成することができることになっていますが、許可基準の面積が非常に小さく現実には即しておりません。おそらく数年前には現実的な面積だったと思われるが、風車の大型化とそれに伴う必要面積の増加に基準が追いついていないと考えられる。	農林水産省	保安林を森林以外の用途に転用するためには、山地災害の危険性を考慮した防止措置等の一定の要件を備えていることを確認し、保安林の指定の解除が必要ですが、その公益的機能の維持に支障がないような点的（500㎡未満）又は一時的（原則2年以内で2,000㎡未満）な場合等については、都道府県知事の許可を得ることにより保安林の指定を解除することなく土地の形質変更（切土・盛土の高さ1.5m以内）をすることができます。	森林法第26条等	対応不可	保安林は水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するために必要な森林に対して指定しているものであり、保安林の機能の維持に支障を及ぼす点的又は一時的以外の保安林の転用については、公益的機能の維持に支障が無い場合に行う作業許可を行うことは適切ではなく、災害防止措置等の一定の要件を備えていることを確認した上で指定の解除を行うこととなります。 なお、保安林の指定の解除について、より一層の迅速化に向けて検討を進めてまいります。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
①	国有林野の貸付に関する利活用要望書手続き	国有林野の貸付に関し、風力事業の環境調査が必要となる変更の面積要件を緩和する見直しをしていただきたい。	送電線敷設などの場合にも、膨大な環境調査を求められています。大規模な土地改変を伴うわけではないに関わらず、このような調査を求められることは事業者にとって時間・費用ともに大きな負担となっている。	農林水産省	国有林野の開発を伴う貸付け等の申請があった場合には、申請に係る利用計画の妥当性等を判断するために事業概要、利用計画図、設計図書、防災施設等設計図、作業工程、残置森林の維持管理方法などを提出していただき審査することとしています。	国有林野の管理経営に関する法律第7条	対応	提案主体に確認したところ、申請手続における書類等の簡素化等に関する御提案であったため、この点について回答します。 法において森林経営の用途又は目的を妨げない限度において貸付けることができるとされており、貸付けが土地の形状の変更などを伴う場合の公益的機能への影響等についての審査は、国民共通の財産を適切に管理する観点からも必要と考えています。 事業規模・内容によって、貸付け等の申請の際に、環境影響評価法や地方自治体の条例に基づく環境アセスメントが実施されたことが分かる資料の提出を求めることがあります。 手続の迅速化に向け、手続の流れ、必要な書類等について改めて整理し、書類作成上の留意事項等を盛り込んだ資料を令和2年度中に作成し公表します。また、令和3年度中により詳細かつ網羅的な情報を盛り込んだマニュアルを作成・公表します。
①	【陸上風力】風力発電導入のための保安林の指定解除の迅速化	保安林の確保が重要な意義を有していることは承知しているが、指定保安林が現状は機能していないと認められる場合や保安林指定の目的の達成に支障がないと認められる場合には、速やかに許可及び解除を行っていただきたい。	風力発電設備の用地において、森林法（昭和26年法律第249号）上、保安林に指定された森林が含まれている場合（同法25条1項）、①立木の伐採や、土地の形質の変更行為（土石の採掘、開墾等）をするために、都道府県知事の許可を受ける必要があります。また、②保安林を森林以外の用途に供するために保安林の指定の解除の申請を行う必要がある（同法27条2項）。 ・①の許可に際しては、当該保安林に係る指定施業要件への適合性、保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないことといった要件を充足する必要があります。 ・②の解除に際しては、保安林指定理由の消滅又は公益上の理由の発生を証明する必要があります。 ・保安林の許可・解除の手続きにおいて、申請後、許可・解除がなされるまでに時間がかかり、また、実務を担当する各地方公共団体の対応が統一されていないことから計画の遅延が生じることがあるため、工事に着工することができず、風況等の自然状況が極めて恵まれており風力発電の適地であるにもかかわらず、開発ができないといった事態が生じている。	農林水産省	保安林を森林以外の用途に転用するためには、山地災害の危険性を考慮した防止措置等の一定の要件を備えていることを確認し、指定の解除を行うこととなります。 また、森林の公益的機能の維持に支障がないような立木の伐採や土地の形質変更については、都道府県知事の許可を得ることにより実施することができます。 これらについては、標準処理期間を定め、事務処理基準等を明らかにして手続きの迅速化を図るとともに、添付書類の簡素化も行っています。	森林法第26条等	検討を予定	保安林の許可や指定の解除事務等の適正化及び審査の迅速化については、一般的な事務処理基準等を整備し周知しているところですが、ご提案も踏まえ、審査のより一層の迅速化を図るため、令和2年度中に業界団体との意見交換の場を設けて事例の提供等をいただきながら、令和3年度中に風力発電に係るマニュアルを作成し、都道府県担当者への研修を行うことを通じてノウハウの共有を図るとともに、申請書類や手続きのさらなる簡素化の検討を進めてまいります。
①、⑤（FIT）	【陸上風力】事業計画認定後3年以内の国有林野での土地使用権利の確定について 【陸上風力】国有林野内での風力発電事業についての事業計画認定後8年以内の運転開始期限について	いわゆる3年ルールについては当該期間を延伸（プラス2年：現行3年以内→5年以内）していただきたい。 また、国有林野での事業については事業計画認定後5年以内での土地使用権利を確定する期限の設定が妥当と考えられることから、運転開始期限も延伸（プラス4年）していただきたい。 ・上記の期間を適切に設定することで、確実な手続きを実施することが叶い、より質の高い計画の実現が期待できる。	資源エネルギー庁通知文書で定めている"いわゆる3年ルール"、及び、再エネ特措法に基づき定められている"運転開始期限（風力の場合は4年、但し、環境影響評価法対象案件はプラス4年）"は、陸上風力発電の適地である国有林野の使用権利の確定手続きとの整合がとれていないことから、林野庁所管の諸手続きにおいて支障を来している。 ・特に、国有林等利活用対策委員会、都道府県庁等での手続きにおいては、環境影響評価法に基づく評価書への記載内容に相当する精度での詳細設計が求められていることから、特に、事業計画認定時点の環境影響評価手続（方法書の届出）から5年以内に評価書を完成させることは極めて困難な状況である。	経済産業省	【運転開始期限について】 再生可能エネルギー発電設備の種類ごとに、認定日から起算した告示で定める期間を経過する日として「運転開始期限日」を規定しています。風力発電設備については、認定日から4年とし、認定の申請の際、環境影響評価法に基づく環境影響評価を行っていた場合は、認定日から8年としています。 【3年ルールについて】 FIT認定に当たっては土地の権原を有しているかの確認を行っており、新規認定申請時に売買契約書等の書類が添付できない場合は、原則として認定しません。例外として、法律又は条例で環境影響評価が求められている風力・地熱発電設備を設置する事業については、譲渡証明書又は賃貸証明書等の添付があれば、一旦認定するものの、認定日の翌日から起算して3年が経過した日を期限として、土地権原に関する書類と申立書を担当経済産業局へ提出することとしています。当該期限までに提出がない場合は、認定が取り消される可能性があります。	【運転開始期限について】 電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件【3年ルールについて】 電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法第9条第3項第1号 電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法施行規則第5条の2第2号、2017年7月14日付け通知文書2020年4月1日改訂（エネルギー再生エネルギー室）	事実誤認/検討を予定	再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 【運転開始期限について】 再エネの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図る観点から、認定時点で決定するFIT価格の適時性を保ちつつ、円滑に事業を実施してもらうため、運転開始の期限を設定しています。設定に当たり、過去の実績に基づき必要な諸手続の期間や環境影響評価に要する期間を考慮し十分な猶予を加えた期間としています。現状、多くの案件が期限内に運転開始に至っていると認識していますが、今後、実態も踏まえつつ、必要に応じて見直しを検討いたします。 【3年ルールについて】 上記のとおり、認定時点でFIT価格が決定されるため、原則として、新規認定申請時に添付書類も提出していただく必要があるところ、一定の場合に限り、認定日の翌日から起算して3年が経過した日を限度として添付書類の提出期限を延長しています。このため、新規認定申請時点で国有林野の土地取得にそれ以上の時間を要する場合、ある程度進捗し、土地取得の見込みが立った段階で認定を取っていただくようお願いいたします。今後、再エネの主力電源化を進めつつ、国民負担を抑制し適切な水準とするため、必要と妥当性が認められた場合には検討いたします。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
①	国有林、保安林における許認可手続き・プロセスの簡略化	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、風力発電等再エネによる保安林解除上、解除理由が公益扱いされていない。公益扱いと同様に申請書類等の一部省略をお願いしたい。 ・国有林、保安林における許認可手続き・プロセスを見直し、申請手続きに要する図書の適切な簡素化、期間縮減をお願いしたい。 ・事前相談から予告告示までの処理期間短縮の見直しをお願いしたい。 ・協議、審査用の図書、資料等には重複するものも多く、デジタル化による提出図書、資料のスリム化の検討をお願いしたい。 ・許認可申請に必要なとなる測定の成果等は、事業者毎、申請毎に実施する必要があり、デジタル化によりデータベースを構築し利用することで、申請の効率化、短縮化が図れるのではないか。 ・国有林野においても国調と同様なデータベース構築について検討してはどうか。 	<p>○国有林、保安林における許認可手続き・プロセスの煩雑さと長期間を要する件</p> <p>国有保安林内の風力発電案件においては、保安林解除申請および保安林内作業許可（知事権限）が併い提出書類も膨大となり、事業者の多大な負担となっている。また事前相談、本申請と2段階の手続きを経て、予告告示まで半年以上要する（標準処理期間）ことになっており、事業の着工、ひいては全体工程に大きく影響している。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前相談の前には長期間の事前説明を要し、内容審査の上で事前相談資料を受取るプロセスがあり更に長期化 ・国有林の場合、国有林野管理審議会において国有林の利活用に関する審査を行うため、事前協議のために必要とされる国有林野利活用要望書の作成と審査の前の事前協議を含めた審査に更に期間を要する ・国有林においては、保安林解除と保安林内作業許可の取扱いに関して国と県の調整に長期間を要している 	農林水産省	<p>保安林の指定の解除に係る申請において公益上の理由に該当する事業の場合は、それぞれの事業法に基づき関係機関からの指導監督がなされることを踏まえ、解除面積が1ha以下の規模で申請書類の一部省略を認めています。</p> <p>また、事業者は森林管理局長等へ申請前の事前相談を行い、内容を整理した上で申請を行っています。審査に当たっては、標準処理期間を定めるとともに事務処理基準等を明らかにして手続の迅速化も行っています。</p> <p>さらに、農林水産省においては、現在手続のオンライン化に向けた取組を進めています。</p> <p>国有林野の貸付申請等については、森林管理署等が公共、公用又は公益事業の用であること、施設の設置が国有林野の管理経営及び防災上支障ないことなどを、事業者が提出する「貸付契約申請書」及び「添付書類」（各種図面を含む事業計画や事業者の情報等）にて確認しています。</p> <p>事前相談は、設置する国有林野の状況及び施設の性質や規模により必要な「添付書類」が異なることから、申請手続の手戻りを避け円滑な審査を行うために実施しています。なお、貸付申請等時の「添付書類」については電子媒体で提出することが可能です。</p> <p>また、各森林管理局は国有林野の管理及び処分の適正化を資するために、国有林野管理審議会において調査審議を行うこともありますが、委員の出席による開催のほか、書面による開催も行っています。</p>	森林法第26条等	検討を予定	<p>保安林について、以下の対応を行うこととします。</p> <p>① 保安林の許可や指定の解除事務等の適正化及び審査の迅速化については、一般的な事務処理基準等を整備し周知しているところですが、ご提案も踏まえ、審査のより一層の迅速化を図るため、令和2年度中に業界団体との意見交換の場を設けて事例の提供等をいただきながら、令和3年度中に風力発電に係るマニュアルを作成し、森林管理局等の職員への研修を行うことを通じてノウハウの共有を図るとともに、申請書類や手続きのさらなる簡素化の検討を進めてまいります。</p> <p>② 手続の見直しに関して、解除面積1ha以上の風力発電については、事前相談を森林管理局長等を通じて林野庁にも行うこととなっていますが、農山漁村再生エネルギー法に基づき市町村が認定した計画等に係る風力発電については一定の公益性が認められることから、公益上の解除の場合と同様に解除面積5ha以上のものとするを令和2年度内に検討し、必要な対応を行います。</p> <p>③ 保安林の手続においても本年度から農林水産省共通申請サービスによりオンライン化に向けた取組を行っており、令和3年度中に実装作業を行います。</p> <p>国有林の貸付等については、以下の対応を行うこととします。</p> <p>① 申請手続の更なる迅速化に向け、申請手続の流れ、必要な書類、書類作成上の留意事項等を整理した資料を令和2年度中に作成・公表するとともに、令和3年度中により詳細かつ網羅的な情報を盛り込んだマニュアルを作成・公表します。申請手続については、現在移行中の農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるオンライン化を通じて期間縮減、プロセスの効率化を図ります。</p> <p>② 森林管理署等の審査で必要となる図書については、電子媒体による提出が可能であることを令和2年度中に周知することにより、重複の排除、資料のスリム化を図ります。</p> <p>③ 国有林野管理審議会については、書面やWeb会議システムを活用した会議開催などにより、柔軟に対応するよう森林管理局を令和2年度中に指導します。</p> <p>④ 国有林野のデータベース構築については、森林情報の一部公表を行っていますが、どのようなデータを公表すべきかについて、事業者の意見を聞きながら、デジタル化やデータベース化について検討してまいります。</p>
①	所有者不明土地の利用の円滑化	<p>1) 「地域福利増進事業」に再エネ事業を明記頂きたい。これにより、該当自治体から固定資産課税台帳などの有効な情報が得られるようになると考えられる。</p> <p>2) 所有者不明土地の使用権が10年取得可能(上限)になっていますが、最大事業期間20年取得可能にして頂きたい。</p>	風力発電事業等を行いたい用地の地権者連絡先の探索に多大な時間を要すまたは困難になっている。	国土交通省	<p>1) 地域福利増進事業の実施の基準等を定めて公表している「地域福利増進事業ガイドライン」において、法令等の記述に基づいて対象事業を列挙しておりますが、「再生可能エネルギー発電事業」という個別具体的な事業名については、現在、記載していません。</p> <p>2) 所有者不明土地特別措置法第19条に定めるとおり、地域福利増進事業を行う者は、都道府県知事に土地等使用権の存続期間の延長についての裁定を申請することが可能です。（最長10年間の延長が可能・延長期間が満了した後も、再度延長の裁定申請が可能）</p>	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第19条第1項	対応を検討	<p>1) 第1回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースの参考資料の中にございます「所有者不明土地における再エネ事業の促進」に関する提案にも回答しておりますが、現行の「地域福利増進事業ガイドライン」については、年内に、電気事業法による発電事業等の用に供する電気工作物の整備に関する事業に当たる場合に再生可能エネルギー発電事業が地域福利増進事業の対象となる旨を具体的に明記する改訂を行い、HP等において周知したいと考えております。</p> <p>2) 現行制度上でも、法第19条に規定するとおり、土地等使用権の存続期間の延長の裁定を申請いただき、裁定された場合には、最長10年間土地等使用権の存続期間を延長することが可能です。また、延長期間が満了した後、再度延長の裁定を申請することも可能です。</p>
①	【風力共通】風力発電事業における環境影響評価手続の迅速化、及び対象事業規模要件の見直し	風力発電導入促進のため、環境影響評価手続の迅速化（期間の短縮化）に向けた更なる取組を進めていただきたい。環境影響評価法対象事業の出力規模については、現状の1万kW以上（第一種事業）である規模要件を5万kW以上に見直しいただきたい。	風力発電設備の導入には、地元との調整、立地のための各種規制・制約への対応から特に導入段階で時間がかかることに加え、環境影響評価手続に長期間（概ね4年程度）を要することに伴い、見通しの不透明性及び巨額の費用負担のリスクが風力発電の導入の負担となっていることは以前から問題視されていた。このような環境影響評価手続の期間を短縮するため、現地調査等に基づく環境アセスメントデータベースの整備、環境影響調査の前倒し方法の実証事業等の実施により、迅速化の取組開始後に手続期間の短縮が認められた案件もあるもの（ https://www.env.go.jp/council/02policy/y0212_07_mzt03.pdf 12ページ）、全案件について手続期間が半減されるには至っていない。また、風力発電においては、土地の占有面積と比して地上である空間の利用が大きく、事業面積自体が広大でも改変面積は少ないのが一般的である。このような風力発電の開発面における特性を考慮せず、他の電源と一律に規制する必要性は乏しく、環境影響評価の要否の判断に際しては、スクリーニング制度等の活用によって立地状況に応じた個別の事情を勘案すべきであると考え。	環境省、経済産業省	<p>環境影響評価法は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮がなされることを確保することを目的として、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境アセスメントの実施を義務付けるものです。</p> <p>風力発電所については、出力1万kW以上を第1種事業、7,500kW以上1万kW未満を第2種事業としております。</p> <p>環境影響評価手続の期間については、環境影響評価法及び電気事業法では国や都道府県の審査の期間や公告縦覧の期間等は定めているが、例えば、方法書手続から準備書手続、準備書手続から評価書手続に至る期間等については、事業計画の確定段階、環境調査に要する期間、地権者との調整や他法令への対応等の個別事業ごとの事情によるため、期間を設けていない。</p>	環境影響評価法第2条、電気事業法第四十六条の二	検討に着手	<p>環境影響評価法における風力発電所の規模要件については、第1回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースにおけるご指摘を踏まえ、年度内に見直しについての方針を示します。</p> <p>風力発電における環境影響評価手続の期間短縮については、これまでも審査期間の短縮、環境調査を前倒しして実施する手法の一般化等の措置を講じてきました（※）。しかし、環境調査を前倒しして実施した場合においても環境影響評価手続の期間の短縮が見られない案件もあることから、事業者の協力を得て個別案件の手続に時間を要した原因と課題を分析し、年度内から順次すみやかに、環境影響評価手続の更なる迅速化に向けた具体的な取組を実施していきます。</p> <p>（※）3～4年程度かかるとされる手続を短縮できるような措置（国や自治体における審査期間の短縮、環境調査を前倒しして実施する手法の一般化等）を講じ、配慮書から評価書の確定まで手続を実施した4事業者へのヒアリング等を実施した上で検証を行った結果、令和元年6月の規制改革推進会議「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」において「解決」との評価を頂き、その後もさらに、自然的・社会的状況に関するデータベースの整備等の取組を継続してきています。</p>
①	道路上空の占用	民家等からの距離が十分に考慮されている前提で、風車のブレードによる道路上空の占用は、条件を付けず基本的に許可することとしていただきたい。	風車のブレードが道路上空を占用することについて、法的には可能とされているのですが、実際には道路管理者によって認められない場合が多く設置場所に制限があると感じています。	国土交通省	<p>道路本来の目的は、「一般の自由な通行」であり、その例外（特別使用）として、道路の占用は認められております。そのため、道路の占用は「一般の自由な通行」に支障を及ぼさない範囲で行われるべきものであることから、道路占用の許可基準が設けられています。</p> <p>道路法における道路占用の許可基準として、道路法または道路法施行令に規定されている物件であること、道路の敷地外に余地がないためやむを得ないもの（無余地性）、政令で定める基準に適合するなどが条件となっています。</p> <p>また、無余地性の基準の適用について道路管理者が判断するに当たっては、経済的な要素や利用者の利便等を含めた諸般の事情を考慮できるものとなっております。</p>	道路法、道路法施行令	現行制度下で対応可能	当該物件の占用を道路管理者が認めない理由が不明であるため一般論での回答となりますが、民家等から占用物件の距離が十分に考慮されており、安全性が確保されているなど、「制度の現状」欄に記載の要件に該当する場合であれば、対応は可能であると考えます。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
①	送電線等の道路占用許可	再生事業にかかる送電線については、物理的に敷設が可能であれば、基本的に占用を許可すると事業実施がスムーズになると考えられる。	許可申請にあたり、道路用地以外に敷設することができない旨を示すことを求められるが、そのために道路沿線の全ての土地を調べ、また所有者との協議などを行うことが必要であり、多大な時間と費用を要している状況です。	国土交通省	道路本来の目的は、「一般の自由な通行」であり、その例外（特別使用）として、道路の占用は認められております。そのため、道路の占用は「一般の自由な通行」に支障を及ぼさない範囲で行われるべきものであることから、道路占用の許可基準が設けられています。道路法における道路占用の許可基準として、道路法または道路法施行令に規定されている物件であること、道路の敷地外に余地がないためやむを得ないもの（無余地性）、政令で定める基準に適合すること等が条件となっています。また、無余地性の基準の適用について道路管理者が判断するに当たっては、経済的な要素や利用者の利便等を含めた諸般の事情を考慮できるものとなっております。	道路法、道路法施行令	現行制度下で対応可能	道路の敷地外に用地を獲得することが著しく困難な場合など、「制度の現状」欄に記載の要件に該当する場合であれば、対応は可能であると考えます。
①	自営線の河川横断許可	再生電力を送電するために、一般送電事業者以外が河川を横断して架線する自営線の設置を容認いただきたい。		国土交通省	河川は公共物のため、原則として誰もが自由に利用することができますが、排他・独占的に使用する場合には河川法第24条による占用許可が必要となります。占用主体は、原則、公共性又は公益性を有する者であり、電気事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者も占用主体となり得ます。また、自営線等の工作物を設置する際には、同法第24条の占用許可に加え、同法第26条第1項の工作物の新築等、工作物設置許可基準等を踏まえた許可を受ける必要があります。	河川法第24条、第26条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。
①	地熱発電所の資源探査問題への対応	開発初期のリスクを低減するためには、日本の地熱ポテンシャルの8割は国立・国定公園内に存在することから、国立公園（第1～3種特別地域）も調査対象にすべき。かつてのNEDO促進調査では国立公園は調査対象外。 そこで、制度上、先導調査において掘削した抗井は埋抗せず、その後の事業開発で活用できるように掘削基地をまとめ、大口径・傾斜掘り（＝国立公園内で改変範囲を最小化できる）できるようにすべき。	・地熱は常に掘削失敗リスク（資源がない／資源に当たらない）を伴う ・掘削失敗が重なると、資源はあっても事業化できないケースもある（※民間企業は各社の投資基準をもとに開発投資を行っている） ・現行FITで、運転開始まで辿りつけた案件（2,000kW以上）の成功のカギ→既往調査（NEDO促進調査等）が当てた井戸を一部譲り受ける等、資源探査リスク低減を享受できたこと（※山葵沢（46,199kW）、松尾八幡平（7,499kW）、菅原（5,000kW）等）	経済産業省	・NEDOが促進調査を行っていた当時（～平成22年度）は、自然公園法の規制により国立国定公園内での調査が出来ませんでしたが、2012年と2015年に規制緩和がなされ、国立公園内でも、環境への配慮措置を講じる等の一定の条件下において掘削調査が可能となっております。 ・先導調査により掘削を行った井戸については、事業者から相談があれば、土地の権利者等の合意を前提に譲渡することは可能です。	-	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
①	地熱発電促進のための手続きの合理化	<p>足元においては</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続きの工夫を所管省庁で決まった指針は現場で徹底非合理的な運用は所管省庁から指導 同種の書類（環境影響評価準備書、国有林野利活用要望書）は公的組織間で融通などが重要。将来的には 地熱開発を促進する法的手当（地熱法？）をすべきでは。 <p>森林法、温泉法、自然公園法などは、各対象を保護する法的根拠がある一方で、地熱開発を促進する法的根拠はなく、開発は一方的に制限されがち。せめて地熱ポテンシャルに優れたゾーンについては、特区的にでも、地熱開発を促進する法的手当があると望ましい</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地熱開発は、各種保護規制のハードルを越える必要がある（森林法、温泉法、自然公園法など） 自然保護規制を尊重する必要があるが、地域により厳しい判断基準で運用されていることもあり、開発上の大きな障壁になっている （例）森林法（農水省）：保安林内作業期間の制限・林道整備等に関する許認可基準が厳しく、そもそも地熱開発できないケースもある。 温泉法、自然公園法（環境省）：温泉部会に地熱専門家不在（＝環境省ガイドラインで定められているが、都道府県自治において徹底されていない）。結果、地熱開発において非合理的な内規が都道府県レベルで定められるケースも。地熱生産井は1施設2本までという制限があったり、同一事業者においても、新規掘削は、既存井との坑口間距離を数百m離す必要があったり、複数の公的機関から同じような書類の提出を求められる（環境アセスメントにおける環境影響評価準備書、林野手続きにおける国有林野利活用要望書） 	<p>経済産業省、農林水産省、環境省</p>	<p>【森林法の許認可基準の緩和・現場指導】</p> <p>保安林では、都道府県知事の許可を受けることで森林の公益的機能に支障がない限り一時的な変更行為として2,000㎡未満の土地の形質変更をすることができます。その際、許可期間は原則2年以内としています。</p> <p>【書類の融通】</p> <p>環境影響評価法では、事業の実施に当たり、あらかじめ事業者に対して、環境影響評価手続を義務付けることにより、環境保全が確保されたよりよい事業計画とすることを目的としています。環境影響評価準備書とは、環境影響評価手続の一つの段階として、調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめたものであります。また、環境省では、環境影響評価法に基づく手続における図書について、事業者の理解が得られたものについては環境省のWebサイトにて公開する取組をしています。</p> <p>【温泉法、自然公園法による現場指導】</p> <p>●温泉法 温泉法は温泉の保護を目的とし、温泉のゆう出目的の掘削を都道府県知事の許可制としています。環境省では温泉資源の保護を図りながら再生可能エネルギーの導入を促進するため「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」を作成し、地熱発電の開発のための温泉ゆう出目的の掘削等について、温泉法における許可の判断に有益な情報及び方法を都道府県に提示しています。</p> <p>●自然公園法 国立公園・国定公園の特別地域内で地熱開発を目的としたやぐらや建築物の設置、ボーリング掘削等を行うには事前の許可申請が必要であり、自然公園法施行規則に定められた許可基準その他関係通知等に基づき審査や指導がされます。地熱発電事業については、日本地熱協会を含む各分野の専門家から構成される検討会の報告等を踏まえ、平成24年及び27年に通知を发出・改正して、特別地域での建設や掘削を認める等の規制緩和を実施しました。</p> <p>【地熱開発を促進する法手当】</p> <p>地熱発電促進のための手続きの合理化を定めた法律は存在しません。</p>	<p>森林法第34条第2項等 環境影響評価法第14条～20条（準備書の作成等） 電気事業法第46条の10～14（準備書の作成等） 国有林野の管理経営に関する法律第7条（国有林野の貸付け等） 温泉法第3条、温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係） 自然公園法第20条第3項、自然公園法施行規則第11条等</p>	<p>【森林法の許認可基準の緩和・現場指導】</p> <p>環境省では、環境影響評価法に基づく手続における図書について、事業者の理解が得られたものについては環境省のWebサイトにて公開する取組をしています。環境省は、経済産業省、林野庁とともに、当該Webサイトの活用可能性についてR2年度中に方針について整理します。</p> <p>【温泉法、自然公園法による現場指導】</p> <p>●温泉法 都道府県の温泉部会に地熱専門家を配置することなどをまとめた「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」について、現場への周知を徹底するため、年内に再度周知いたします。</p> <p>【書類の融通】</p> <p>●自然公園法 規制緩和を実施した平成27年の通知や法律の許可基準等について、現場への周知を徹底するため、年度内に再度周知いたします。</p> <p>【地熱発電促進のための手続きの合理化】</p> <p>事業者の要望による以下の項目をはじめ、ガイドライン等の改訂及びその運用の徹底を行っても地熱開発が進まない場合には、経済産業省は農林水産省、環境省と地熱開発を促進する法的手当について、検討を行います。</p> <p>●森林法に関連する諸規制について 地熱開発は、事業化の判断を行うために10年以上長期の調査を必要とするケースがあるにもかかわらず、保安林内作業許可については、通達において2年間を期限とされている。従前は2年を超えて調査が必要な場合、規制当局により2年毎に許可の更新がなされていたが、現在、一部地域では2年を超えた場合、作業許可の更新を認めず、保安林の指定の解除の手続きを求められていることから、事業者は事業化の判断をする前の調査段階で多大な手続きと時間を要し、調査自体を断念するケースがある。このため、保安林内作業許可の申請に対し、原則更新とする通達の改正が必要である。</p> <p>また、保安林内での作業許可面積が、通達において林道整備等も含め一律0.2haという制約があり、掘削調査等に必要面積が確保できず、調査に支障をきたしていることから、調査に必要な面積までその拡大が必要である。</p> <p>（通達：「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準」）</p> <p>●温泉法に関連する諸規制について ガイドラインにおいて、「自治体で開催される温泉部会に地熱専門家を参加させることが望ましい」旨の記載があるが、温泉部会に地熱専門家が不在であるため、地熱開発において非合理的な内規が定められるケースがある。</p> <p>また、地熱生産井について、隣接する開発事業者、温泉事業者に損害を与えることを防止するため、1施設2本までしか掘削を認めない、新規掘削は坑口間距離を数百メートル離すなどの内規が一部自治体に存在している。当該内規について複数事業者の間に適用する場合は合理的であるものの、同一事業者が実施する場合にも、他者に損害を与えるおそれがないにもかかわらず、本数、距離制限等を行っており、地熱開発に支障をきたしている。</p> <p>（ガイドライン：「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱関係）」）</p>	

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
①	ダム電源利用について	日本におけるダムは農水省、経産省、国交省などがそれぞれ管理しています。再生可能エネルギーの普及のため、今ある農業用ダム、治水用ダムでも発電できるように改築すべきと考えます。	最大の目的はベースロード電源の確保と温室効果ガスの排出削減です。太陽光や風力などの再生可能エネルギーの利用促進が求められていますが、これらは安定供給に大きな弱点を抱えており原理的に克服は難しいと言えます。ベースロード電源として二酸化炭素の排出量が多い石炭火力や再稼働に根強い反対論がある原子力発電などが有力ですが、稼働に対して逆風は今後も吹くと思われま。水力発電はベースロード電源としても利用可能な電源です。ですが発電用ダムは限られており、例えば八ッ場ダムは国交省所管で発電用としては設計されませんでした。国を挙げて温室効果ガスの削減に取り組むのであれば、小規模な農業ダムや国交省の管理する治水ダムもそのポテンシャルを発揮すべきと考えます。そこで、①小規模な農業ダム、②国交省の管理する治水ダムについて、(1)新設ダムは発電を前提に設計するような制度見直しをお願いしたい、また、(2)既存のダムであっても水車を後付けできるなど発電用ダムへの変更を制度上でもできるように検討をしていただきたいです。現在はFIT制度があるため電力会社の採算性も取りやすいと考えます。温室効果ガスの削減は環境省が主に動いていると思いますが、ダムを所管する各省庁も協力していく、そのような縦割り打破が求められていると考えます。	国土交通省、農林水産省、経済産業省	【治水ダム】 (1)新設ダムは発電を前提に設計するような制度見直し 国土交通省では、近年、貯水型の新設ダムを計画する際に、水力発電事業者を公募する等、水力発電普及促進に向けた取組を実施しているところです。 (2)既存のダムであっても水車を後付けできるなど発電用ダムへの変更を制度上でもできるように検討 水利使用のためのダムの貯流水を放流する際の流水等に従属し、発電を行えるようにした従属発電水利に係る登録制度をH25年度に導入(河川法令改正)し、発電水利に係る水利使用手続きの簡素化・円滑化を図っているところです。 また、国土交通省所管ダムにおいては、新設ダムも含め、河川維持流量などを活用したダム管理に使用するための電力を発電する設備の導入を進めているところです。 【農業用ダム】 土地改良施設である農業用ダムについて、本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途(発電等)に使用させることが出来ます。	【農業用ダム】土地改良法第九十四条の四の二	現行制度下で対応可能	【治水ダム】 引き続き、現行制度を活用し水力発電の普及促進を図ってまいります。 【農業用ダム】 既存の農業用ダムへ発電施設を追加し、発電用に使用することは可能ですが、農業用水等の使用に支障が出るような場合には設置できません。 なお、農業用ダムにおいて採算がとれる場合には、ダム建設時より発電施設が設置されており、既存ダムにおいても、小水力発電施設の設置が実施されてきています。
①	港湾用地における行政財産の私権設定制限緩和	行政財産について私権設定制限を緩和すべき。そうすることで、更新リスクを低減することでレンダーとしては長期のファイナンスを整理しやすくなる。	港湾用地について、「公有財産」は、地方自治法上、普通財産と行政財産に分かれ、行政財産については、そもそも土地利用権を含む私権の設定ができず、1年等の使用許可で自治体と直接協定をするなど与信上必ずしも万全ではない案件も存在。また、「普通財産」についても、土地利用権を設定できたとしても、権利すら登記できず、担保設定ができなかったり、登記ができず物件としての権利を捨て、権利質だけでやっているような案件も存在。	総務省	地方自治法第238条の4第1項の規定により、行政財産は、原則、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができないとされていますが、同条第2項の規定により、一定の場合には、用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができるとされています。一方、港湾については、港湾法により地方自治法の特例が定められており、特定の港湾等における行政財産の貸付けができる規定が定められています。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4 港湾法(昭和25年法律第218号)	現行制度で対応可能	行政財産は、地方公共団体の公用又は公共の用に供するために、その行政目的の効果の達成のために利用されるものであり、これに私権の設定等を認めることは行政執行の物的手段としての行政財産の効用を減少し、ひいては行政目的を達成しがたくなるおそれがあることから、地方自治法第238条の4第1項の規定により、行政財産への私権の設定の運用等を原則として禁止するとしています。その上で、これまでの累次の改正によって、同条第2項の貸付け等の範囲を拡大する等その制限を緩和してきているところであり、例えば、利用期間を1年に限って運用されることが多い同条第7項の規定による使用の許可によることなく、中長期的な貸付契約等による利用を可能とする範囲を拡大するなどしています。地方公共団体においては、これらを活用し、行政財産の現況等を踏まえて適切に運用していただきたいと考えます。 なお、これまでも港湾法に基づき特定の港湾施設に関する特例措置を講じてきたことを踏まえ、港湾用地に関して支障となる具体的な事例がある場合は、今後とも個別法において検討されることが考えられます。
①、⑤(FIT)	法定外公共物(赤道など)の払下手続き	大型風力事業用地が想定されるところは法定外公共物の存在する可能性が高いため、法定外公共物の払下げに関してはこれまで通り再委託ができるよう認めて頂きたい。	・2018年頃土地家屋調査士会にて用地調査業務の再委託は行わない旨の決定があったと聞いています。これにより事業用地に法定外公共物の取得が必要な場合、計画の見通しが立たない状況となっています。これまで ①土地所有者or事業者から測量業者・土地家屋調査士へ測量・資料作成を委託。 ②土地家屋調査士から財務局へ払下げ申請を行う。 現在 ①土地所有者or事業者から財務局に払下げの相談を行う。 ②財務局から測量業者・土地家屋調査士に測量・資料作成を依頼。 ③成果に基づき手続きを進める。 しかし②は財務局の予算・業務スケジュールに合わせて進むため、8月に依頼をしても「動くのは次年度」という回答が来る状況です。事業者希望のスケジュールと乖離する状況が発生しており、FITの土地確保期限等の適用に重なりと不必要な事業計画認定の失効が発生する恐れがあります。	法務省	土地家屋調査士法第3条第1項第1号及び第2号により、不動産の表示に関する登記について必要な調査又は測量を行うことは土地家屋調査士の独占業務とされており、土地家屋調査士資格を有しない者がその業務を行った場合、同法第68条に違反することになります。	土地家屋調査士法第3条第1項第1号及び第2号	対応不可	北海道の土地家屋調査士会が出した再委託を受託しないとの宣言は、受託者となる私的団体、個人としての方針を外部に示したものにすぎず、法的規制の対象となるものではないと理解しております。
①	屋根置き太陽光の賃借権の対抗要件具備	屋根置き太陽光に関して、屋根の賃借権について登記以外の対抗要件を認める方法や、不動産の一部について賃借権の登記を認める方法等の法改正によって、対抗要件の具備が可能となるものと思われる。	屋根置き太陽光について、不動産の一部について賃借権の設定登記はできないことから、当該屋根の賃借権について有効に対抗要件を具備する方法がない。	法務省、経済産業省	建物の一部分に過ぎない屋根について、賃貸借をすることはできますが、対抗力を具備することはできません。 また、登記の対象となる不動産とは、土地又は建物をいうこととされており、屋根のみをもって当該部分に関し、分割又は区分による登記をすることはできません。	民法第605条、不動産登記法第2条第1号、第3条及び不動産登記令第20条第4号	対応不可	御提案の内容については、建物の一部分に過ぎない屋根の賃借権に対抗力を認めると建物の円滑な取引に支障を生ずるおそれがあることから、慎重な検討が必要であると考えられます。 また、立体的かつ複雑な構造の屋根について、2次元の図面で範囲を図示するのは限界があること、既に建物に設定された抵当権等の権利との関係で問題が生ずることなどの公示上の問題があることなどから、屋根等不動産の一部についての登記を認めることは困難です。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
①	【陸上風力】 高位風況観測システム（風況観測塔）の設置に係る規制緩和	高さ60mを超える風況観測塔を住居等の近隣や人が容易に立ち入らない場所に設置する場合、観測塔に係る設計基準を緩和（例えば、超高層建築物に求めている時刻歴応答解析を不要（国交大臣認定を不要）とし、工作物確認申請のみとする等）していただきたい。・また、風況観測塔による現地観測期間は基本的には1年間であり、長期計測するとしても2～3年程度であるため、設置期間に制約を設けること等により、建築基準法第20条の適用対象外として扱うことを検討いただきたい。仮に、適用対象外が可能となれば、欧州と同様に風況観測塔のみで現地観測から設計を行うことができるようになるため、事業性の向上や開発リスクの低減（LiDAR設置・観測コストを減じられる）が期待できる。	風況観測塔の設置については、建築基準法の規定により、塔高60mを超える場合は少なくとも6ヶ月程度の許認可（国交大臣認定）手続が求められており、その後の製造・設置にさらに6ヶ月程度を要するため、風況観測開始までに1年超の期間を要している。・高さ60m超の観測塔の支線のアンカー設置には、観測塔の設置位置から片側50～100m（高さ90mの場合）の離幅が必要であり、広範囲の用地確保と、それに伴う許認可手続（地質調査及び設計コンサルを起用し、国交大臣認定等許認可手続に提出する計算書の準備等を含む）の難度が増している状況もある。また、JIS材料（鋼材）であっても許認可手続において容認される選択肢は少なく、結果的に高額な仕様になってしまう。・また、高さ60mの現地観測データは90m（3/2 x 60m）の風車ハブ高さまでの風況予測の基礎データとして評価されているところ、今後は、ハブ高さ100m超の風車の導入が進むことから、高さ60mを超える風況観測塔の設置が求められる。・現行の規定によれば、上記の高さ基準を下回る低位での現地観測データでは過大な強度を保った風車モデルを採用せざるを得なくなり、コスト競争力の妨げとなる。加えて、基準より低位の風況観測塔による現地観測データの補充として、電源の確保が困難な場所での高額な観測装置（LiDAR等レーザーによる観測）による追加の風況観測が求められている。さらに、LiDAR等による観測データの精度を上げるため、できるだけ高位の風況観測塔を隣接して設置することが求められている。	国土交通省	・建築基準法(以下、「法」)第88条に基づき、高さ15m以上の鉄柱等(風車等の風力発電設備等を除く。)は準用工作物として建築基準法第20条に適合することが求められます。 ・法第85条及び建築基準法施行令(以下、「令」)第147条に基づき、高さ60m以下の準用工作物(擁壁を除く)でその存続期間が2年以内のものは、法20条の構造計算規定の一部(令第3章第8節)を適用しないこととなっています。 ・高さ60mを超える準用工作物には緩和規定が設けられておらず、法第20条に基づき時刻歴応答解析等により構造安全性を検証し、大臣認定を受ける必要があります。	・法第20条(構造耐力) ・法第85条(仮設建築物に対する制限の緩和) ・法第88条(工作物への準用)	一部現行制度下で対応可能	・経済産業省所管の電気事業法に規定される電気工作物である風力発電設備は、建築基準法の適用除外となっています。 ・風況観測塔については電気事業法の中で風力発電設備の設計時に必ずしも設置が義務付けられているものではないと経済産業省から伺っています。 ・したがって、設置が必須ではないものの任意で設置する場合には、建築基準法の適用対象となり、建築基準法では高さ60mを超える工作物においては倒壊時に周辺に与える影響が大きく、地震や風に対して複雑な挙動を取ることから時刻歴応答解析等による高度な計算により検証し、大臣認定を受けることを求めています。 ・設計時に地震の作用による建築物への影響が暴風、積雪その他の地震以外の荷重及び外力の作用による影響に比べ小さいことが確かめられた場合によっては、時刻歴応答解析によらない構造計算で安全性を確認することが可能です。
①、⑤(FIT)	条例アクセス案件の運転開始期限	条例アクセスの手続き期間を考慮し、条例アクセス案件についてもFIT運転開始期限は法令アクセスと同様の8年として頂きたい。	都道府県条例アクセス対象案件と法令アクセス対象案件は、その手続き期間がそれほど大きく変わらないにも関わらず、FIT取得から運転開始期限が条例アクセスは4年であり法令アクセス8年の半分となっています。このため条例アクセス案件の事業開発期間は著しく短く、十分な開発時間がないまま事業を進めることとなり、場合によってはFITによる売電期間を短縮せざるを得ない状況にあり、採算が見込めず事業断念となるケースが多く出てくると考えております。	経済産業省	再生可能エネルギー発電設備の種類ごとに、認定日から起算した告示で定める期間を経過する日として「運転開始期限日」を規定しています。風力発電設備については、認定日から4年とし、認定の申請の際、環境影響評価法に基づく環境影響評価を行っていた場合は、認定日から8年としています。	電気事業者による再生可能エネルギー電気に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件	事実認定/検討を予定	再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 なお、運転開始期限は、再エネの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図る観点から、認定時点で決定するFIT価格の適時性を保ちつつ、円滑に事業を実施してもらうため、設定しています。設定にあたり、過去の実績に基づき必要な諸手続の期間や環境影響評価に要する期間を考慮し十分な猶予を加えた期間としています。条例による環境影響評価を特別に勘案しておりませんが、現状、多くの案件が期限内に運転開始に至っていると認識しています。今後、実態も踏まえつつ、必要に応じて見直しを検討いたします。

第2回 要望一覧と各省からの回答

②系統制約

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
②	優先給電ルールの見直しと徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーを最優先とする優先給電ルールに見直し、系統運用を「ベースロード」から「柔軟性」に転換。 ・「柔軟性」(フレキシビリティ)コンセプトの導入とそれに向けた改善策を取る。例えば低需要期に原子力発電所の定期点検を計画し、出力抑制時の火力の最低出力運用を石炭からLNGに移行など、より系統全体の「柔軟性」(フレキシビリティ)を高める視点から対策を取ることで、再エネの出力抑制は大きく改善する。 ・特に石炭火力は、優先給電ルールでは最初に抑制されるはずだが、九州電力の太陽光抑制時でも最低出力5割を維持するケースが多く、調整力(柔軟性)のない石炭火力を太陽光抑制時に残す運用を認めていることは重大な問題である。 ・現状のルールが需給運用のための優先給電ルールや出力抑制ルールのような順位付けにとどまっており、電力システムとして柔軟性を高めるような(VREの抑制を最小化するような)基本コンセプトや方針・ルールが欠けていることが最大の原因と考える。 ・今後のVREの増加に伴って蓄電機能などを拡充し、デマンド・レスポンスや需給調整市場、VPP(バーチャル・パワー・プラント)などと合わせて柔軟性をさらに高める方策の拡充が必要である。 	2050年のゼロカーボンを実現するために再生可能エネルギー100%やセクターカップリングに向けて、原発が最優先されている現行の優先給電ルールを見直し、純国産エネルギー源かつ限界費用が最も安い太陽光発電や風力発電が最優先される給電ルールと運用への見直しが必要である。九州エリアで大きな出力抑制が発生している背景には、原子力発電の低需要期の大きな出力や火力発電最低出力維持などの運用上の課題がある。これらは、現状の優先給電ルールや出力抑制ルールにのっとなって、原子力発電や火力発電などそれぞれの発電所が運用された結果である。	経済産業省	<p>より系統全体の「柔軟性」(フレキシビリティ)を高める視点は非常に重要であることから、蓄電池の開発支援を始め、需給調整市場の創設、デマンド・レスポンスやVPP(バーチャル・パワー・プラント)の振興などを推進しております。</p> <p>その上で、電力の供給が必要を上回る場合には、一般送配電事業者は、電力広域的運営推進機関が策定した送配電等業務指針に基づき、自然変動型の再生可能エネルギー発電設備の出力の抑制を行う前に、火力発電設備の出力の抑制の要請や地域間連系線を活用した他地域への電気の供給、揚水発電所の最大限の活用等の措置を講じています。</p> <p>この際、火力発電設備の出力制御において、石炭、LNG等の燃種により優先給電ルール上で順位付けを行うことはしておらず、安定供給に支障のない範囲で最大限の抑制を行うこととされています。また、原子力、水力、地熱については、自然変動型の再生可能エネルギーで代替しようとした場合には火力による調整が現状では必要となり、CO2排出や燃料費が増加することなどから、自然変動型の再生可能エネルギー発電設備よりも後に出力制御することとされています。</p>	送配電等業務指針、再エネ特措法	検討を予定	より系統全体の「柔軟性」(フレキシビリティ)を高めるため、デマンド・レスポンスやVPP(バーチャル・パワー・プラント)の更なる振興などに取り組んでいきます。その上で、適切な出力制御の在り方として、どのような方策があり得るか検討していきます。
②		出力抑制時等の優先給電ルールにおいて再エネが長期固定電源(原子力・非貯水式水力等)に劣後していることを見直すべき。例えば、代理制御の可能性を含め公平なルール(イコールフットイング)したり、ネガティブプライス導入を検討すべき。		経済産業省	<p>電力の供給が必要を上回る場合には、一般送配電事業者は、電力広域的運営推進機関が策定した送配電等業務指針に基づき、自然変動型の再生可能エネルギー発電設備の出力の抑制を行う前に、火力発電設備の出力の抑制の要請や地域間連系線を活用した他地域への電気の供給、揚水発電所の最大限の活用等の措置を講じています。</p> <p>この際、火力発電設備の出力制御において、石炭、LNG等の燃種により優先給電ルール上で順位付けを行うことはしておらず、安定供給に支障のない範囲で最大限の抑制を行うこととされています。また、原子力、水力、地熱については、自然変動型の再生可能エネルギーで代替しようとした場合には火力による調整が現状では必要となり、CO2排出や燃料費が増加することなどから、自然変動型の再生可能エネルギー発電設備よりも後に出力制御することとされています。</p>	送配電等業務指針、再エネ特措法	検討を予定	長期固定電源としては、原子力に加えて地熱や水力といった再エネも同様の扱いをしております。その上で、適切な出力制御の在り方として、どのような方策があり得るか検討していきます。
②	先着優先ルールの早期撤廃とメリットオーダーへの早期移行(下位系統を含む)	基幹系統(15万V以上等)については、後着抑制(先着優先)からメリットオーダーに基づく再給電ルールへの移行方針が決まりつつあるが、下位系統への展開はいつになるのかすら議論がされていないため、下位系統を含めたメリットオーダーに基づく再給電ルールへの移行を早期に検討すべき。秋系統への展開の順番としては、先ずは全ての特高(ローカル系統)、そして最終的には配電レベルまで実施すべき。	太陽光発電の特徴として、配電系統内の住宅や中小の商業施設、駐車場等にも設置可能であり、今後も大量に導入される見込み。従って、配電系統を含め、系統増強を前提としない接続を可能としない限り、太陽光発電の大量導入は難しいと考える。なお、配電系統まで対象を広げた場合の費用対効果に関して、配電系統迄対象を広げる場合に必要となるデジタル化・スマート化等のインフラは、将来、脱炭素化した系統全体の需給調整力として期待される、需要側のリソース(EVや蓄電池、ヒートポンプ給湯器等)を活用する際のインフラと共通すると考えられる。将来、配電系統内で導入が進むであろう、EVや蓄電池、ヒートポンプ給湯器等を、(日射があれば一定範囲で)制御可能な太陽光発電を組み合わせることで、需給調整や電圧調整に活用できれば、火力発電による需給調整力を代替することができ、さらには需給調整専用の蓄電池の導入量を大きく減らすことができると考える。以上のように、配電系統のデジタル化・スマート化等のインフラ整備によって得られる社会的便益は、長期的にはその費用を十分上回る可能性がある。	経済産業省	<p>系統の利用ルール見直しについては、従来の先着優先ルールから、速やかにメリットオーダーに基づく利用ルールへ転換するために、まずは全国の基幹系統への再給電方式の適用を実現可能な選択肢として詳細を検討中です。</p>	-	検討を予定	基幹系統より下位電圧であるローカル系統や配電系統への再給電方式の適用については、ローカル系統・配電系統は調整電源に乏しいといった課題があり、基本的には再生可能エネルギーを出力制御が必要があると考えられ、その技術開発のために、現在、国の予算を投じております。当該予算事業は令和2-令和5年度の4カ年事業となっており、この成果も踏まえながら、遅くとも令和6年度中までには、一定の結論を得る予定です。
②	混雑処理を前提としたノンファーム接続の全国展開と下位系統への展開の早期実現	基幹系統へのノンファーム型導入は決定されたが、下位系統への展開が未定。ノンファーム型の下位系統への展開を早期に検討すべき。下位系統への展開は、順番としては、先ずは全ての特高(ローカル系統)、そして最終的には配電レベルまで実施すべき。	太陽光発電の特徴として、配電系統内の住宅や中小の商業施設、駐車場等にも設置可能であり、今後も大量に導入される見込み。従って、配電系統を含め、系統増強を前提としない接続を可能としない限り、太陽光発電の大量導入は難しいと考える。なお、配電系統まで対象を広げた場合の費用対効果に関して、配電系統迄対象を広げる場合に必要となるデジタル化・スマート化等のインフラは、将来、脱炭素化した系統全体の需給調整力として期待される、需要側のリソース(EVや蓄電池、ヒートポンプ給湯器等)を活用する際のインフラと共通すると考えられる。将来、配電系統内で導入が進むであろう、EVや蓄電池、ヒートポンプ給湯器等を、(日射があれば一定範囲で)制御可能な太陽光発電を組み合わせることで、需給調整や電圧調整に活用できれば、火力発電による需給調整力を代替することができ、さらには需給調整専用の蓄電池の導入量を大きく減らすことができると考える。以上のように、配電系統のデジタル化・スマート化等のインフラ整備によって得られる社会的便益は、長期的にはその費用を十分上回る可能性がある。	経済産業省	<p>ノンファーム型接続については、今後、全国の空き容量の無い基幹系統について適用し、2021年中にもノンファーム型接続による受付が開始できるよう手続きを進めています。</p>	-	検討を予定	基幹系統より下位電圧であるローカル系統や配電系統へのノンファーム型接続の適用については、審議会課題等を整理する予定としていますが、再エネの出力の予測誤差を考慮して出力制御の指令を出す技術の開発を今後行う必要があり、現在、国の予算を投じております。当該予算事業は令和2-令和5年度の4カ年事業となっており、この成果も踏まえながら、遅くとも令和6年度中までには、一定の結論を得る予定です。
②	託送料金制度の抜本見直し	現状の大規模集中型ネットワーク前提から分散型ネットワーク前提に需要地・地域内で活用される分散電源の託送料金の大幅割引制度の創設等を実施すべき。		経済産業省	<p>現状、潮流改善に資する電源を利用した託送サービスを実現し、ネットワーク全体の効率化を図ることが当該地域への電源設置を促進するために、各一般送配電事業者の託送供給等約款において、需要地に近い地域に設置された電源を利用する場合には、その潮流改善効果等を評価し、一定の割引を適用する「需要地近接性評価割引」が定められています。</p>	一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第25条	検討を予定	分散電源の導入促進やネットワーク全体の効率化等の観点から、引き続き検討して参ります。
②	送配電事業者への出力抑制低減のインセンティブ付与等	再エネの出力抑制に向けて、再エネの出力抑制を積極的に行った場合、送配電事業者への出力抑制低減のインセンティブ付与をすべきではないか。例えば、総括原価方式からレベニューキャップ制度に移行する中で、そのレベニューの決め方の中で、再エネ抑制率を指標としたボーナス等を付与してはどうか。また、出力抑制低減のためのシステム改修や転送遮断(連系線事故時等の対策として)等に要する費用(電源側にも費用が発生)に関しては、計画段階の精査は必要だが、従来より一般負担として積極的に認めるようにするなど。		経済産業省	<p>・出力抑制低減のためのシステム改修等に要する費用に関しては、従来から一般負担としております。</p> <p>・第201回通常国会においては、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が成立し、令和5年度から新たな託送料金制度(レベニューキャップ制度)が導入されることとなりました。現在、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化を図ることを目的に、資源エネルギー庁と電力・ガス取引監視等委員会が連携しつつ、レベニューキャップ制度の詳細設計を進めています。</p> <p>・当該制度の検討においては、再エネ出力制御量の低減を目的に、発電予測精度向上等に関する取組を一般送配電事業者の目標として設定することや、そのインセンティブについても検討を進めております。また、レベニューキャップの算定方法(何を費用として認めるか等)についても併せて検討を進めているところで。</p>	電気事業法第17条	現行制度で対応可能/検討を予定	令和5年度からのレベニューキャップ制度の導入を目指し、令和3年度中にインセンティブ付与の詳細や、費用の算定方法について検討してまいります。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
②	地域間連系線ルールの見直し等	地域間連系線ルールの見直しと拡充を図ること。例えば、現状の関門連系線の利用ルールを改善し、連系線の運用に関する透明性を高め、優先給電ルールの中でVREを出力抑制する前に連系線の活用を十分にすることが期待される。	優先給電ルールにおいて火力発電や揚水発電(電源Ⅱ,Ⅲ)による調整の次に「連系線を活用した九州地区外への供給」が行われることになっている。OCCTOの評価としては、現在の運用ルールの中で十分に活用されているとしているが、更なる改善が望まれる。	経済産業省	電力広域的運営推進機関は、再生可能エネルギー発電設備の出力制御に関する検証の中で、優先給電ルールに基づく順位により長周期周波数調整を十分に活用しているか検証・評価しており、再エネ抑制発生月の翌月に公表しています。 また、出力制御時には、長周期周波数調整の幹旋を行っており、その中で全てのコマの空容量と他エリアでの受電可能量を確認し、連系線の最大活用を行っています。	-	検討を予定	関門連系線の活用については、これまでにOFRレレーの活用や転送遮断システム構築による電源制限量の確保による送電可能量の拡大に係る取組が進められてきたところです。また、他の地域間連系線でも、先の第27回系統ワーキンググループ（2020年11月18日）において、運用容量拡大について事業者から報告がなされており、更なる連系線の活用に向けて、引き続き改善の検討や取組を進めることが重要と考えております。
②	北海道における出力変動緩和対策の見直し	出力変動緩和対策の見直しについて、以下を要望。 ・他地域間と同規模の連系容量への増強（青函トンネルの活用等）とメリットオーダーによる運用の見直し。 ・系統側蓄電池対策の拡大と一般負担の増額。 ・蓄電池及びシステムコスト低下までの補助制度もしくは調達価格あるいはFIPの場合の基準価格の加算。	北海道電力における変動型再エネの接続においては、出力変動緩和対策として蓄電池等の併設が義務付けられており、多大なコスト負担と技術検討の長期化により、事業性の悪化もしくは事業実施を困難にしています。	経済産業省	特定の発電設備設置者が受益している場合には、受益の範囲に応じ特定負担とする受益者負担の考えから、北海道における風力発電の接続に際して必要となる蓄電池については、一般負担に加えて、受益者分の特定負担を求めています。また当該蓄電池は、現状、100万kW分の計画をしております。	-	検討を予定	北海道における風力発電の接続に際して必要となる蓄電池については、引き続きその取扱いを検討していきます。また地域間連系線の増強については、導入拡大が必要な電源ポテンシャルについて精査し、まずは来年春頃にマスタープランの1次案を策定します。 また、蓄電池システムの価格に関しては、導入にあつての負担を軽減させるべく、蓄電池メーカー複数者に対して、コストの低下を目指した技術開発を、補助金により後押ししているところです。
②	低圧連系時の逆潮流防止装置の設置義務の撤廃	○低圧連系においても、同期発電機の場合は高圧連系と同条件を適用する。 ○低圧連系時の逆潮流防止装置の設置義務を撤廃する	小水力や小型バイオマスなど低圧50kW以下での系統連系条件の「逆変換装置の設置」により、農家単独での小型バイオガス発電設備等の導入が困難。低圧連系時の発電機(AC)-インバーター(DC)-系統(AC)の非効率な接続方法などは是正が必要となる。	経済産業省	電気設備の技術基準の解釈第226条において、「低圧の電力系統に逆変換装置を用いずに分散型電源を連系する場合は、逆潮流を生じさせないこと」と規定しています。これは、交流発電機による分散型電源が単独運転状態になった際には、周波数及び電圧が平衡を保ち、速やかな解列がされない可能性が高く、分散型電源側から系統側への電力流出が保安確保上の課題となるためです。		対応不可	系統側への電力流出に伴う保安確保のためには、単独運転を即座に検出・遮断する技術が必要であるが、現状では安全性を十分担保できる技術は存在しません。その技術が確立され、保安上の懸念が解決され次第、速やかに規制を見直します。
②	再エネ出力抑制に対する経済的補償、接続可能量の廃止	出力抑制に対して経済的に補償すること。VREの出力抑制は、系統全体の安定性を目的としたものであるから、その抑制時の経済的損失に対して、一般送配電事業者は、発電事業者への経済的補償を行うべきである。その原資は、調整力の確保という目的から送電費用として計上すべきであり、現状では託送料金を原資とすべきである。海外では例のない太陽光および風力に対する「接続可能量」を廃止し、出力抑制に対する経済的な補償制度やVPPなどによる経済的な取引の導入を進め、実質的な自然エネルギーの「優先給電」を確立する必要がある。	現在の「接続可能量(30日等出力制御枠)」に基づくルールにおいてVREの出力抑制に対して、何の経済的補償も行われないことは、自然エネルギーの導入を促進するというFIT法の趣旨に反しており、憲法上の財産権の侵害でもある。ドイツなど欧州でもVREの出力抑制が行われることはあるものの、原則として出力抑制による発電事業者の経済的損失は補償される(2017年の実績で99%以上)。	経済産業省	電力の供給が必要を上回る場合には、一般送配電事業者は、電力広域的運営推進機関が策定した送配電等業務指針に基づき、再生可能エネルギー発電設備の出力の抑制を行う前に、火力発電設備の出力の抑制の要請や地域間連系線を活用した他地域への電気の供給等の措置を講じています。 30日等出力制御枠は年間30日（もしくは太陽光360時間、風力720時間）の出力制御の上限内で系統連系が可能で数量であり、この上限内においては出力制御に対する補償は実施されていません。	再エネ特措法	対応不可	需給バランスを維持するための出力制御については、ドイツなどにおいても補償の規定が存在しない中、日本においては独自に30日等出力制御枠という上限値を設定しました。出力制御への補償は、発電されていない電気のために負担が発生することとなるため、全ての出力制御について一律に補償が必要とすることに対しては、十分な国民的理解を得ることが困難であると考えています。また、「接続可能量」は、ノンファーム型接続の導入とともに、その必要性がなくなるものと理解しております。なお、制御量低減の観点からオンライン代理制御の導入やDRの導入等を進めているところです。
②	地熱発電所の系統問題への対応	・地熱ポテンシャルをふまえた「プッシュ型」整備（特に、北海道・東北・九州）をすべき。また、基準を満たす案件は、設備容量が確定しない初期段階でも系統申請（仮押さえ）を認めるべき。例えば、JOGMEC助成時に認められた目標出力で申請。開発進捗に応じて調整するなど。さらに、接続契約申込み時から、噴気試験等を経て確定した段階での出力増減も認める。 (公的負担または公的ファイナンスをすべき。地熱は、資源所在の特性上、アクセス線の費用負担が他電源より大きくなりがち。例えば、国が一般送配電事業者に系統増強費を立替え払い（事業化判断がなされた時点で）。運転開始後、地熱発電事業者が国に対し分割返済するなどの手段が考えうる）	地熱発電は、調査・開発後期にならないと設備容量を確定できない（＝系統連系を申請できない） ※確定できるのは、掘削成功→噴気成功→貯留層シミュレーション後 ・にも拘わらず、他電源と系統枠を争う制度においては、系統を押さえられない／想定外の系統費用負担を余儀なくされた案件が続出 ※資源があっても事業化できない ・系統確保の見通しが立たない状況下では、今後の地熱開発に対する民間の投資マインドは大きく後退 ※ただでさえハイリスクの地熱開発に経営も一層躊躇	経済産業省	現在、来年春頃の策定を目指し、電力広域的運営推進機関においてプッシュ型で系統を増強するマスタープランの1次案の検討が行われています。また、系統へのアクセスについては、空き容量の確保を行わないノンファーム型接続を2021年中に全国に導入することとなっています。	電気事業法	検討を予定	マスタープランの検討においては再エネの導入拡大に資するよう電源ポテンシャルを見込み、プッシュ型の系統増強を行う必要があると考えております。今後、地熱発電のようにさらなる導入拡大が必要な電源ポテンシャルについて精査し、プッシュ型の系統増強を進めていく必要があり、まずは来年春頃にマスタープランの1次案を策定します。 また、ノンファーム型接続が導入されれば、系統容量の確保が不要となるため、系統への連系を前提とした調査・開発が可能になると考えています。基幹系統へのノンファーム型接続は来年1月より全国一斉に開始します。基幹系統より下位電圧であるローカル系統や配電系統へのノンファーム型接続の適用については、審議会で課題等を整理する予定としていますが、再エネの出力の予測誤差を考慮して出力制御の指令を出す技術の開発を今後行う必要があり、現在、国の予算を投じております。当該予算事業は令和2-令和5年度の4カ年事業となっており、この成果も踏まえながら、遅くとも令和6年度中までには、一定の結論を得る予定です。
②	自家用電線設置に関する規制緩和のお願い	(1) 電気を送るための線（電線）には国の技術基準 (2) 再生可能エネルギーを送るため民間事業者が電線を設ける際にも技術基準を守らなければならない (3) しかし、既存の電柱に設置しようとする既存の電力会社線との距離2m以上確保など不可能な場合が多い (4) 技術基準は実質電気事業者向けのものとなっておりその他の民間事業者の参入の障壁となっている (5) 特に「技術基準の解釈」は経産省が随意で変更できるようになっており、外部からはどうしてそのような内容になるのかが不透明。 (5) 一方、安全確保は大事。合理的な基準整備をお願いする	(1) 再生可能エネルギーを導入しようとする機運が高まるものの、その大きな障壁は生み出した電力を届ける方法。 (2) 電線には、架空線、地中線、水中線など多様な方法があるがどれも大手電気事業者向けであり、民間事業者の参入は困難であるばかりか、むしろ抑制させる内容。 (3) 例えば、距離の確保、地中共同溝利用などで排除されている。これは民間投資やコスト削減努力が働かないメカニズムの原因となっている。 (4) 今後、ゼロエミッションを実現するには政府、電気事業者に加えて民間や地域が総力をあげて取り組む必要がある。 (5) 技術基準（省令）に加え、その技術基準の解釈（経産省で自由に改変）について後発の民間・地域参入の観点から見直していただきたい。 特に、電線路に関する見直しをお願いいたします。	経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令では、公共の安全確保、電気の安定供給の観点から電気工作物の設計、工事及び維持に関して遵守すべき基準を示しています。 保安面における新たな知見が確認された際には、電気設備に関する技術基準を定める省令・解釈を見直し、継続的な保安規制の見直しを実施しています。その改正にあたっては、委員会等にて業界関係者のみならず多くの学識経験者等により広く公正な議論を十分にさせていただいた上で、パブリックコメントにも付し、その上で改正に至っています。	電気設備に関する技術基準を定める省令	事実誤認	左記の通りです。
②③	国際送電ライセンスの新設	国際送電ライセンスを新設し、海外と送電線で接続することを可能すべき。	これまで日本は海外との送電線接続を行ってこなかった。理由の一つに、旧一般送配電事業者による供給体制があると考えられる。かつては国内の地域間連系線の活用も現在ほど行われておらず、他社から緊急の電力融通を受けることは恥であるという文化もあったと聞く。その後、一連の電力システム改革によりエリアを超えての電力取引は一般的となった。その結果、再生可能エネルギーを広域で活用できる体制が整い始めた。今後、変動型の再生可能エネルギーをより多く活用するためには、国内にとどまらないより広域での系統運用が効果的であり、日本エネルギー経済研究所（所管：経済産業省）のFS研究でもそのような結果が示されている。実際にどのような事業者が国際送電を行うのかは別として、まずはそれが可能な制度を整えることが、国際送電の道を切り拓くと考える。	経済産業省	国際連系に係る取組については、民間ベースでの議論を注視しているところです。	電気事業法	その他	国際連系線については、より柔軟な電力の需給調整が可能となり、再生可能エネルギーの導入拡大に貢献しえますが、その実現に向けては、①電力の安定供給など安全保障上の問題や、②長距離の海底ケーブルを建設する高コストに見合う効果があるかという経済性の問題、③両国間のルールの違いなどを克服するための国内法・国際法上の制度整備等、様々な課題があると認識しています。その上で当面は、国内でさえも十分な系統整備をまず行う必要があると考えており、国内の再エネ導入拡大に資するよう電源ポテンシャルを見込み、まずは来年春頃にマスタープランの1次案を策定します。
②③	電力系統への接続費用の受益者負担原則への転換	電力系統への接続費用について、他の自然エネルギーを含めて大半を一般送配電事業者による「一般負担」とするルール改正が必要である。とくに上位系統の接続費用は全て一般送配電事業者負担とすることが適切である。	電力系統への接続費用について、原因者負担原則から大半を発電事業者の負担としている運用を見直し、「受益者負担原則」に転換して、他の自然エネルギーを含めて大半を一般送配電事業者による「一般負担」とするルール改正が必要である。とくに上位系統の接続費用は全て一般送配電事業者負担とすることが適切である。	経済産業省	ネットワーク側の送配電等設備に関する効率的な設備形成の在り方及び発電設備設置者の費用負担の在り方に関する基本的な考え方を示した「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」においては、ネットワーク側の送配電等設備の増強等に係る費用負担の在り方について、①特定の発電設備設置者が受益している場合には、受益の範囲に応じ特定負担とし、②特定の発電設備設置者が受益していない場合には、一般負担とする「受益者負担」を基本として費用負担割合を判断することとしています。 基幹系統を構成する送変電等設備の増強等にかかる費用については、原則として一般負担、基幹系統以外の送配電等設備の増強等にかかる費用については、増設等による受益の範囲に応じ一般負担とすべき額と特定負担とすべき額の比率を算定しています。 一般負担額のうち、「ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額」として電力広域的運営推進機関が指定する基準額（4.1万円/kW）を超えた額については、特定負担となります。	発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針	一部対応・一部検討を予定	国の審議会で、再エネの大量導入等に向けて更に効率的に送電ネットワークの形成を行うため、地域間連系線に加え、各エリア内の基幹系統についても、費用便益評価に基づき、その増強方針をマスタープランとして策定していくこととされました。そのため、電力広域機関が策定するマスタープランに沿って行う今後の基幹送電線の増強は、受益者となる発電事業者を特定せず社会的な便益が費用を上回る場合に基本的には増強がなされ、特定の事業者が費用を負担することはないことから、費用負担ガイドラインの対象外、つまり一般送配電会社による「一般負担」とすることとなりました。また、基幹系統以外の送配電等設備の増強等にかかる費用については、ノンファーム型接続の導入などの議論において、増強の規律と共に整理を行う必要があると考えており、今後検討してまいります。

第2回 要望一覧と各省からの回答

③市場制約

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
②③	国際送電ライセンスの新設	国際送電ライセンスを新設し、海外と送電線で接続することを可能すべし。	これまで日本は海外との送電線接続を行ってこなかった。理由の一つに、旧一般送配電事業者による供給体制があると考えられる。かつては国内の地域間連系線の活用も現在ほど行われておらず、他社から緊急の電力融通を受けることは恥であるという文化もあったと聞く。その後、一連の電力システム改革によりエリアを超えての電力取引は一般的となった。その結果、再生可能エネルギーを広域で活用できる体制が整い始めた。今後、変動型の再生可能エネルギーをより多く活用するためには、国内にとどまらないより広域での系統運用が効果的であり、日本エネルギー経済研究所（所管：経済産業省）のFS研究でもそのような結果が示されている。実際にどのような事業者が国際送電を行うのかは別として、まずはそれが可能な制度を整えることが、国際送電の道を切り拓くと考えられる。	経済産業省	国際連系に係る取組については、民間ベースでの議論を注視しているところである。	電気事業法	その他	国際連系線については、より柔軟な電力の供給調整が可能となり、再生可能エネルギーの導入拡大に貢献しえますが、その実現に向けては、①電力の安定供給など安全保障上の問題や、②長距離の海底ケーブルを建設する高コストに見合う効果があるかという経済性の問題、③両国間のルールの違いなどを克服するための国内法・国際法上の制度整備等、様々な課題があると認識しています。その上で当面は、国内でさえも十分な系統整備をまず行う必要があると考えており、国内の再生可能導入拡大に資するよう電源ポテンシャルを見込み、まずは来年春頃にマスタープランの1次案を策定します。
②③	電力系統への接続費用の受益者負担原則への転換	電力系統への接続費用について、他の自然エネルギーを含めて大半を一般送配電事業者による「一般負担」とするルール改正が必要である。とくに上位系統の接続費用は全て一般送配電事業者負担とすることが適切である。	電力系統への接続費用について、原因者負担原則から大半を発電事業者の負担としている運用を見直し、「受益者負担原則」に転換して、他の自然エネルギーを含めて大半を一般送配電事業者による「一般負担」とするルール改正が必要である。とくに上位系統の接続費用は全て一般送配電事業者負担とすることが適切である。	経済産業省	ネットワーク側の送配電等設備に関する効率的な設備形成の在り方及び発電設備設置者の費用負担の在り方に関する基本的な考え方を示した「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」においては、ネットワーク側の送配電等設備の増強等に係る費用負担の在り方について、①特定の発電設備設置者が受益している場合には、受益の範囲に応じ特定負担とし、②特定の発電設備設置者が受益しているといえない場合には、一般負担とする「受益者負担」を基本として費用負担割合を判断することとしています。基幹系統を構成する送変電等設備の増強等にかかる費用については、原則として一般負担、基幹系統以外の送配電等設備の増強等にかかる費用については、増設等による受益の範囲に応じて一般負担とすべき額と特定負担とすべき額の比率を算定しています。一般負担額のうち、「ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額」として電力広域的運営推進機関が指定する基準額（4.1万円/kW）を超えた額については、特定負担となります。	発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針	一部対応・一部検討を予定	国の審議会で、再エネの大量導入等に向けて更に効率的に送電ネットワークの形成を行うため、地域間連系線に加え、各エリア内の基幹系統についても、費用便益評価に基づき、その増強方針をマスタープランとして策定していくこととされました。そのため、電力広域機関が策定するマスタープランに沿って行う今後の基幹送電線の増強は、受益者となる発電事業者を特定せず社会的な便益が費用を上回る場合に基本的には増強がなされ、特定の事業者が費用を負担することはないことから、費用負担ガイドラインの対象外、つまり一般送配電会社による「一般負担」とすることとなりました。また、基幹系統以外の送配電等設備の増強等にかかる費用については、ノンファーム型接続の導入などの議論において、増強の規律と共に整理を行う必要があると考えており、今後検討してまいります。
③	容量市場の見直し	容量メカニズムで支援される「資源」の前提条件として、(1)欧州連合と同じ550gCO2/kWh時の排出係数による入札制限を設ける。(2)再エネ(特に急拡大が期待される太陽光と風力発電)の太陽導入のため、柔軟性基準(ランピングスピードなど)を設ける(3)旧一般電気事業者からの出向者が太宗を占めるOCCTOは利害相反が大きく、電力・ガス取引監視等委員会の独立性を高めて、ここが制度設計の中心となり、既入札の容量市場は取りやめ、「容量メカニズム」を再検討すべし。	今年度開始された容量市場は、 ・石炭火力や石油を温存させ2050年までのゼロカーボン実現の大きな妨げとなる。 ・原発を温存させ、再生可能エネルギー主力電源化のためにさらなる柔軟性（調整力）が必要であることに逆行する。 ・そもそも容量市場はいつかある容量メカニズムのなかで最も高コストの仕組みであり、他の手段との比較検討をすべきである。 ・既設電源と新設電源の区別がなく、またシングルブライズオークションのため、減価償却の進んだ石炭火力や原発などの発電所への「棚ぼた利益」を生んでおり、消費者利益に反する。 ・発電と小売の8～9割を支配する旧一般電気事業者に極めて有利で、大規模電源を持たない新電力に特に負担が重く、公平な競争環境に反する。	経済産業省	容量市場は、電力の安定供給を確保するために必要な「将来確実に稼働できる発電所」の確保に必要な費用に相当する支払いを行うものであり、発電供給能力としての「キロワット」という同じ価値を提供する発電所であれば、発電方式や燃料の種別に関わらず、同じ支払いを行うこととしています。	電気事業法	検討を予定	制度のあり方については、制度検討作業部会において検討中であり、いただいたご意見も踏まえつつ、来年度以降に向けて検討してまいります。
③	非化石証書制度の廃止、発電源証明やグリーン電力証書制度等の活用	小売電気事業者が販売メニューなどで「再エネ」という表示を使うためには、再エネ指定の非化石証書を非化石市場で調達しなくてはならなくなり、主にFIT電気を調達している小売電気事業者にとっては数億の費用増になってしまう。そのためにだけ来年から急に販売単価を値上げすることになるのは消費者に対する影響が大きく、再エネに対する消費者のイメージを大きく損ねる可能性がある。本来、再エネの価値そのものを分かりやすく取引する制度が求められるため、この原発と再エネを一線にした上に再エネの価値を分かりやすくする不合理な非化石証書制度を廃止し、再エネの価値そのものを分かりやすく取引し、表示できるような制度(発電源証明やグリーン電力証書制度等)にする必要がある。	非化石証書制度の変更(2020年度からの全ての再生可能エネルギーを対象とした非化石証書化)を踏まえた電力小売営業ガイドラインの改定において、電源構成での再エネ表示をする際に非化石証書の調達が小売電気事業者に義務づけられる。(現在、電力・ガス取引等監視委員会の制度設計専門会合で検討中)	経済産業省	非化石証書制度は、高度化法の対象となる小売電気事業者が2030年の非化石電源比率44%を達成するために、自らの供給する電気における非化石比率を高め、その目標達成を後押しする制度です。したがって、非化石証書は、小売電気事業者が調達し、電気と組み合わせる必要に環境価値を有する電気を販売できる仕組みとしています。また、需要家保護の観点から、審査を要しない発電事業者から需要家が直接購入するのではなく、経産大臣の審査を要する小売電気事業者より需要家に環境価値を提供することとしています。非化石証書は、FIT非化石証書、非FIT非化石証書（再エネ指定あり）及び非FIT非化石証書（再エネ指定なし）の3種類が存在しており、再エネ由来の非化石価値を購入したい事業者である場合には、FIT非化石証書及び非FIT非化石証書（再エネ指定あり）より購入することが可能です。	高度化法	現行の制度下で対応可能	現行制度に記載のとおり、非化石証書は小売電気事業者が電気と組み合わせる必要に環境価値を有する電気を販売できる仕組みのため、小売電気事業者が「再エネ」との表示を行うためには再エネ由来の非化石価値を調達する必要があります。再エネ由来の非化石価値を購入したい事業者は、FIT非化石証書及び非FIT非化石証書（再エネ指定あり）を購入することが可能です。なお、再エネ表示にかかる小売営業ガイドラインの改定については、この制度趣旨も踏まえ、現在電力・ガス取引監視等委員会において審議中です。
③	非化石証書の流通の円滑化	電気の小売事業者が需要家に対して非化石証書を販売する場合、電気と合わせて（バンドルして）販売することが義務となっており、非化石証書のみ販売は認められていません。需要家が複数の小売から電気をミックスして購入することが難しい現状を考えると、アクティブな需要家による再エネ価値の入手（＝再エネ発電への資金供給）を妨げる原因となっています。このため、小売事業者から需要家への非化石証書のみ販売を解禁すべきと考えます。	最近、海外中心に再エネ100%を目指すアクティブな需要家が増えていますが、その実現のために重要となるのが非化石証書の流通の自由度の確保です。欧米中心に、需要家側が電気の価格変動リスクを取る代わりに環境価値（証書）を入手する、いわゆるvirtual PPAという契約形態が増えていますが、日本で同じ仕組みを行うことは、1）需要家が発電事業者から直接非化石証書を購入できない（小売を経由する必要がある）、2）小売事業者が需要家に非化石証書を販売するときは電気もバンドルされている必要がある、という2つの理由から、とてもハードルが高くなっています。その理由がhttps://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/038_04_00.pdfの資料に提示されておりますが、会計処理上そのような解釈が可能となっているのみで必ずしも積極的にそうすべき理由が提示されていないように思われます。FITに頼らない再エネを増やすという観点からも、特に非FIT再エネから発出される非化石証書を需要家が入手しやすい環境を作ること喫緊の課題と考えられます。このため、まずは早急に2）の見直しを行うとともに、1）についても可能性の検討を進めていただきたいと思います。	経済産業省	非化石証書制度は、高度化法の対象となる小売電気事業者が2030年の非化石電源比率44%を達成するために、自らの供給する電気における非化石比率を高め、その目標達成を後押しする制度です。したがって、非化石証書は、小売電気事業者が調達し、電気と組み合わせる必要に環境価値を有する電気を販売しております。	高度化法	検討を予定	非化石証書制度の趣旨を踏まえつつ、需要家等の意見交換を行いながら、検討してまいります。
③	所有権分離による送電分離と各地域の配電網の分離（配電分離）	送電電の所有権分離を含む、さらなる電力システムの改革で再生可能エネルギー100%を目指すため、所有権分離による送電分離と各地域の配電網の分離（配電分離）へと進める必要がある。	2020年度に電力エリア毎に実施された送電分離(法的分離)は、様々な問題が指摘されている。人と情報の遮断が不十分であること、送電会社による恣意的な運用の余地が大きいことなどから、自然変動型再生可能エネルギー（太陽光発電と風力発電）を最優先する電力・エネルギーシステムよりも、自社グループの電源が優先されるインセンティブが大きいと考えられる。	経済産業省	平成27年6月に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）において、送配電部門の中立性・公平性を一送確保するため、本年4月に電力会社の送配電部門と発電・小売部門とを別会社化する送電分離を実施しました。その際、災害時の対応も含めた安定供給を担うことができるかといった審議会での議論を経て、災害時のグループ内連携による対応等が可能な法的分離の方式を採用しました。	電気事業法第22条の2	その他	送電分離の実施に当たっては、中立性確保のため、電気事業法に基づき、送配電会社がグループ内の発電・小売会社を優遇すると言ったことがないように、①送配電会社の取締役の発電・小売会社の取締役との兼職や、送配電会社から発電・小売会社に対する業務委託を制限するなどの行為規制を課すとともに、②それを電力・ガス取引監視等委員会が適切に監視するなど、規制を適切に執行しているところです。まずは、法的分離を含めた電力システム改革の効果を見極めることが重要であり、あるべき電力システム改革の姿について、所有権分離の選択肢も排除せず、将来的な検討課題として、考えていく必要があると認識しております。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
③	一般送配電事業者と旧一般送配電事業者の発電部門・小売部門の完全分離	一般送配電事業者と旧一般送配電事業者の発電部門および小売部門を完全に分離する。改革後には、一般送配電事業者と旧一般送配電事業者の発電部門および小売部門との資本関係が解消され、一般送配電事業者は完全独立企業となることが望ましい。	理由：現在、一般送配電事業者は法的に分離しているが、旧一般送配電事業者と同一建物に所在したり、名称が近い場合が多く、一般の需要家や小規模発電事業者にとっては、法的に分離されたと認識されていない場合がある。さらに、一般送配電事業者が工事等を委託する関連事業者（例：電気工事業者）が、旧一般送配電事業者の小売部門の営業を行っている場合も散見される。今後、再生可能エネルギーをさらに導入する場合、かつての旧一般送配電事業者とは全くことなるやり方が必要であり、また、あらゆる電気事業者を中立に扱うためには、一層の独立性が求められる。以上から、一般送配電事業者を完全中立とするためには、名称や組織などを根本的に旧一般送配電事業者から分離すると共に、所有権分離も実施する必要がある。	経済産業省	平成27年6月に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）において、送配電部門の中立性・公平性を一送確保するため、本年4月に電力会社の送配電部門と発電・小売部門とを別会社化する送配電分離を実施しました。その際、災害時の対応も含めた安定供給を担うことができるかといった審議会での議論を経て、災害時のグループ内連携による対応等が可能な法的分離の方式を採用しました。	電気事業法第22条の2	その他	送配電分離の実施に当たっては、中立性確保のため、電気事業法に基づき、送配電会社がグループ内の発電・小売会社を優遇すると言ったことがないように、①送配電会社の取締役の発電・小売会社の取締役との兼職や、送配電会社から発電・小売会社に対する業務委託を制限するなどの行為規制を課するとともに、②それを電力・ガス取引監視等委員会が適切に監視するなど、規制を適切に執行しているところです。まずは、法的分離を含めた電力システム改革の効果を見極めることが重要であり、あるべき電力システム改革の姿について、所有権分離の選択肢も排除せず、将来的な検討課題として、考えていく必要があると認識しております。
③	託送料金の内訳の電気料金明細書への記載	託送料金の内訳が不透明のため、託送料金の内訳が電気料金明細書に記載すべき。電気料金の明細書に、各種費用の詳細を記載することが可能となる。	現在、一般送配電事業者が設定する託送料金には、送配電設備の維持費、需給調整費用、離島ユニバーサル料金、東電福島第一原発事故の賠償負担金と廃炉円滑化負担金などが含まれていると認知している。これらについて、一般の需要家には見えにく部分がある。一方、再エネ賦課金のみ、電気料金明細書に別だして記載されるため、再エネ導入が国民負担を増やしたとみられるきらいがある。そこで、それぞれ区別しすることで、実際に、それぞれの費用が電気料金のうちの程度含まれているのかを明確化することが、今後の電気料金を国民的に議論していく上で必要となる。具体的には、「離島ユニバーサル料金」や「原発事故の賠償負担金と廃炉円滑化負担金」は、再エネ賦課金と同様、別項目で記載することを義務とすることが一案である。少なくとも、電話料金ではユニバーサルサービス料金は別項目で書かれている。	経済産業省	電気料金に係る情報提供については、「電力の小売営業に関する指針」において、小売電気事業者が需要家への請求書等を通じて、電気料金に公益性の観点から含まれている負担金額の情報提供を行うことを望ましい行為と規定しています。	電力の小売営業に関する指針	対応	小売電気事業者が需要家への請求書等を通じ、FIT賦課金、賠償負担金や廃炉円滑化負担金等の公益性の観点から賦課金又は託送料金として回収する負担金額の情報提供を行うことを望ましい行為として位置づける「電力の小売営業に関する指針」の改定を2020年9月に実施しています。2020年10月から、大手電力会社（沖縄電力を除く旧一般電気事業者）の電気料金明細書には、賠償負担金や廃炉円滑化負担金の情報が記載されています。
③	電源開発促進税の廃止	電源開発促進税の廃止。電源コストが横並びで正当に比較できる状態とする。	今後の電源開発は再生可能エネルギーを主力とするべきであり、それ以外の電源の開発を促進する意図を持つ税制は、その促進を妨げると考える。従って、再生可能エネルギー導入については再エネ特措法の枠組みを用いるべきである。なお、電源開発促進税によって再エネのうち地熱発電の促進等も行われていると認識しており、その一部にJOGMECによる補助などもあると考えられるが、本来、地熱発電の開発費用も再エネ特措法のFIT価格等に含まれており、既存井戸を利用する地熱発電等は超過利潤を得られる仕組みとなっているため、地熱発電の真の発電コストがわからなくなっている場合もある。地熱発電について開発リスクが大きいのであれば、掘削費用等は再エネ特措法の範囲から除外し、別途、地熱発電促進法などを設け、財源を再エネ賦課金として、その範囲で実施することが適切と考える。	経済産業省	・電源開発促進税は、原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置並びにこれらの発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれらの発電施設による電気の供給の円滑化を図る等のための措置に要する費用に充てるため、一般送配電事業者等の販売電気に課せられています。 ・例えば、発電用施設の設置や運転による果実は、必ずしも立地する地元の経済発展や地元住民の福祉向上に結びつかないという問題を解消し、発電用施設の設置・運転の円滑化を図るため、電源開発促進税を財源とする交付金が、発電所そのものではなく、電源立地地域の自治体に対して交付されています。	電源開発促進税法	対応不可	・エネルギー政策を進める上では、安全性の確保、経済性、気候変動の問題への配慮、エネルギー供給の安定性、の3E+Sについて、バランスを取ることが重要です。資源の乏しい日本において、単一の完璧なエネルギー源がない現状を考えると、再エネ、天然ガス、水素、原子力などの多様なエネルギー源をバランス良く活用する必要があります。 ・電源開発促進税は、原子力、地熱、水力等の長期的に安定的な電力の供給を可能とする長期固定電源の設置の促進及び安全の確保等を図るための費用にあてられています。 ・3E+Sのバランスを取り続けていくためには、引き続き、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めつつ、再生可能エネルギー以外の電源を活用していくことが必要であることから、上記の政策目的を持った電源開発促進税を廃止する考えはありません。
③	蓄電ロスに対する託送料金の課金	蓄電ロスに対する託送料金の課金、もしくは、揚水発電など蓄電設備を保有し、電力売買のみで収益を上げられる事業者の事業環境の整備。蓄電事業ライセンスなどを新たに設けることも一案。	現在、家庭用蓄電池などの活用も含んだアグリゲーターライセンスの導入が検討されているが、電気事業全体を俯瞰すると、大型蓄電池、水素製造、揚水発電等の蓄電&発電ビジネスが成立する事業環境の整備が、再生可能エネルギーの導入拡大にとって必要となる。そこで、現在、一般送配電事業者の託送料金等約款において規定されている、蓄電時のロスに対して託送料金が課金される仕組みを見直し、蓄電事業が発展する事業環境を整備すべきである。その場合、現行の発電事業との切り分けが難しくなることから、新たに、蓄電事業ライセンスなどを設けることも一案である。	経済産業省	2014年12月の審議会において、託送料金における蓄電池と揚水発電の取扱いを公平にすべきとの整理を実施した上で、2016年4月に、託送供給等約款が改定されています。2020年6月の通常国会において、電気事業法を改正し、新たにアグリゲーター（特定卸供給事業者）を電気事業法上に位置付けています。	各一般送配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第18条） 特定卸供給事業者（改正電気事業法第2条）	検討を予定	電力を消費する以上、他の需要家との公平性の観点から、その消費量に応じた料金は生じますが、アグリゲーターなど新たなビジネスモデルの出現に伴い、アグリゲーターが電気を一旦集約した上で、他の事業者に転売を行う際の託送料金の取扱いや、ライセンス上の扱いについて整理を行うなど、電力売買で収益を得るビジネスモデルも踏まえた事業環境整備を行ってまいります。
③	炭素税の導入	炭素税の導入	経済原理を用いた脱炭素化を促すために、CO2を排出する全ての燃料に対し、その排出量に応じた炭素税が課される。	環境省、経済産業省	炭素税を含むカーボンプライシングについては、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和元年6月11日閣議決定）において、国際的な動向や我が国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえた専門的・技術的な議論が必要であるとしています。		検討に着手	炭素税を含むカーボンプライシングについては、国際的な動向や我が国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえた専門的・技術的な議論が必要であり、現在、中央環境審議会地球環境部会カーボンプライシングの活用に関する小委員会において御議論をいただいています。来年年明けより本小委員会を再開し、様々なステークホルダーの意見も交えて、関係各方面と丁寧に議論を進めていきます。また、成長戦略に資する観点からの検討に当たっては、環境省、経済産業省が連携して行うこととしております。
③	需給実績データの粒度の細分化	需給実績データの粒度をさらに細かくすべきである。具体的には、計画値同時同量の設定値である30分単位として、また、火力についてはLNG、石油火力、石炭など、燃料別での表示をする。	現在、各一般送配電事業者から電力需給実績データが公開されている。しかし、データの粒度は荒く、1時間ごとのデータかつ、分類も雑把である。例えば、火力発電は全て「火力」と一括りになっており、どのような電源種別が電力供給を行っているかの分析を行うことはできない。今後、再生可能エネルギー普及&拡大を行うのであれば、需給調整にどのような電源が活用されたのかなどの情報を広く公開し、多くの研究者が活用することができる状態とすることが望ましい。	経済産業省	一般送配電事業者は、電源種別の需給実績（1時間値）について、毎月公表しています。安定供給を確保するという観点からは、毎日、最大電力需要発生時の予備率を公表しており、こちらも今年度より最小予備率時刻の予備率も公表しています。今後、これらの値は30分単位での公表とする予定です。なお、太陽光発電については、出力変動が顕著であることから、安定供給を確保する上で、今年度より全エリアの太陽光発電実績をリアルタイムで公表しています。	電気事業法第28条の46（送配電等業務指針の認可）	検討に着手	系統利用者が自らの計画をより合理的なものとできるよう、需要予測や発電量予測のために必要なデータについては、2022年度以降公表を予定しています。加えて、現在、広域予備率に基づく需給運用を前提に新しい制度や市場の設計等が進められており、今後の情報発信のあり方等については、安定供給を確保する上で必要となる情報を中心に、引き続き公表する内容や方法についての検討を行います。
③	再エネ特措法で設置された電源の詳細の把握	再エネ特措法で設置された電源についても、全て、電力調査統計で把握する。	現在、電力調査統計では、電気事業者の発電所については容量等を把握している。しかし、再エネ特措法によって設置された発電所を所有する事業者は電気事業者でない場合もあり、日本の全発電容量を把握できていない。すなわち、日本の再エネ発電率は発電実績ベースでしか把握できないため、将来検討についても現状推定値からの推定とならざるを得ない。統計情報は政策決定のための重要要素であり、さらに今後2050年カーボンニュートラルを目指すのであれば、その補足は必要不可欠である。	経済産業省	電力調査統計では、電気事業者が保有する電源の発電容量等を把握し、公表しております。また、再エネ特措法に基づく買取対象となっている電源の発電容量等については、資源エネルギー庁で把握し、公表しております。	電気事業報告規則第2条、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第5項	対応	上記のとおり、電力調査統計では、電気事業者が保有する電源の発電容量等を把握し、公表しております。また、再エネ特措法に基づく買取対象となっている電源の発電容量等については、資源エネルギー庁で把握し、ホームページで公表しております。

第2回 要望一覧と各省からの回答

④地域との共生

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
④	廃棄費用外部積立の取りやめ	太陽光発電設備の廃棄費用は、外部積立ではなく、掛け捨て保険的な仕組みを創設した方が圧倒的に少ない費用負担で、規模も小さく、対応も容易と考えられる。	太陽光発電設備の廃棄等費用の確保にあたり、積立てを担保する制度が導入される。しかし、100万件単位の膨大な事業者の廃棄費用積立を取り扱うことは、徴収は容易でもその後の管理は銀行をつつ作る手間・行政コストが掛かると考えられる。外部組織への積立の場合、金利や機会損失の扱いは不明である。仮に費用にならず抛出者の資金のまま外部積立なら、事業者にとって金利など機会損失につながる。	経済産業省	太陽光発電設備の廃棄処理の責任は発電事業者にあるものの、参入障壁が低いこと、事業主体が変更されやすいことなどから、廃棄等費用が工面されず、将来的に放置や不法投棄がされる懸念があります。他方で、廃棄等費用は調達価格に含まれているものの、これまで、自主的に廃棄等費用を確保している発電事業者は多くありませんでした。そのため「太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ」（廃棄等費用確保WG）で示された方向性も踏まえ、廃棄等費用積立制度を創設することとしました。 この積立で制度では原則として外部積立てを求めることとしており、積立金管理業務は電力広域的運営推進機関により行われ、その管理等に係る費用は積立金の運用益等で賄われる予定です。また、一定の要件を満たす場合には内部積立てによる廃棄等費用の確保（保険や保証によるものも含む。）も許容することが、廃棄等費用確保WGで取りまとめられており、この方向性に従って省令等の検討を行っています。	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（＝改正再エネ特措法）	検討を予定	将来的な放置・不法投棄に対する懸念に対応するための廃棄等費用積立で制度の必要性を踏まえると、原則として外部積立てを求めるという積立で制度自体を取りやめることは困難です。ただし、一定の要件を満たす場合には内部積立てによる廃棄等費用の確保（保険や保証によるものも含む。）も許容することが、廃棄等費用確保WGで取りまとめられており、この方向性に従って省令等の検討を行っています。 今後も、廃棄等費用の確実な確保が担保できることを大前提として、事業者負担や社会コストをできるだけ軽減できるよう、検討してまいります。
④	金商法の規制の緩和等	地域受容を高めるために、再生可能エネルギー事業などの利益を地域住民に還元できる地域内出資を活性化できる方策として、金商法の規制の緩和（自治体と共同で行う場合、地域金融と共同でやる場合、出資組合員公募の規制のハードルを下げるなど）。例えば、適特の特例業務の出資組合員に地方自治体や地銀、信金などの地域金融機関がある場合、個人の資産の制限を改正以前に戻せないか、というのが一案になります。金融商品取引法にある「適格機関投資家等特例業務に関する特例」第63条～適格機関投資家等で例えば、施行令第十七条の十二の「一 国、二 日本銀行、三 地方公共団体」そして、協同組織金融機関などが含まれている場合は、内閣府令の第二百三十三条の二の第3項1の個人の「資産の合計額が一億円以上」の要件を外すなど。投資対象が再生可能エネルギーや省エネルギー事業の場合は要件を緩和するなど。	再エネの地域受容を高めるのが重要だが、その対策としては「迷惑施設」としないという視点からの受動的なものがほとんどであり、「地域の一般市民に便益をもたらす」という地域主導の視点が少ない。地域の住民の参加、受益還元などの視点から、シュタットベルケ、や、市民共同発電所を行う上での様々な規制の撤廃も重要と思われる。	金融庁	わが国において、組合型ファンドに対する出資の勧誘を行う場合、原則として金融商品取引法に基づき第二種金融商品取引業の登録を受ける必要があり、また、当該ファンドの事業が主として有価証券への投資である場合、金融商品取引法に基づき投資運用業の登録を受ける必要があります。 ただし、当該ファンドの出資者を、適格機関投資家を含む少数人数のプロ投資家等に限定する場合には、適格機関投資家等特例業務として、届出により上記のファンドに関する業務を行うことができることとされています。	金融商品取引法第63条等	その他	「地方自治体や地方銀行、信用金庫などの地域金融機関」が関与するとのご指摘ですが、これを前提に再生可能エネルギー事業を行う当該ファンドにおける個人投資家の資産要件を見直す場合、この適格機関等特例業務届出制度（以下「本制度」）の以下のような見直しの経緯を踏まえると、一般投資家（とりわけ個人投資家）が詐欺的な行為により被害を被るおそれを排除することが必要不可欠であり、ご指摘の「地方自治体や地方銀行、信用金庫などの地域金融機関」の十分な関与が必要となると考えられます。 具体的には、「地方自治体や地方銀行、信用金庫などの地域金融機関」が、当該ファンドの組成・募集・運営等において、どのような立場からどこまで関与し、どのように監督・管理することが想定されるのか、また、それにより個人投資家の保護がどのように確保されると考えられるのかといった点が整理される必要があります。 【見直しの経緯】 本制度は平成19年に設けられたものであり、プロ投資家向けの金融商品について金融イノベーションを阻害するような過剰な規制とならないよう簡素な手続き（届出）とされたものですが、当初の投資家に関する要件は、プロ投資家（適格機関投資家）1名以上、それ以外の投資家の数を49名以内とし、プロ以外の投資家については、一般投資家も対象となっていました。 しかしながら、その後、本制度を悪用し詐欺的なものも含め一般投資家に被害を与える事例が増加し、社会問題化したことから、平成27年に、国会における議論を経て、本制度の信頼を確保し、成長資金を円滑に供給していくとともに投資者被害を適切に防止していくため、一般投資家による出資を制限する等の制度改革が行われました。具体的にはプロ投資家以外の投資家については、一定の投資判断能力を有する投資家等に限定することとし、特に個人投資家については、投資性金融資産を1億円以上保有する者に限定しました。 ※ 当時、個人投資家については、消費者委員会からも、「消費者被害の現状からすれば、（中略）少なくとも億単位の余剰資金をもって、投資性の金融取引を年単位で継続的に行っている投資家という要件を満たすべきであろう。」との提言を受けています。 本制度は制定当初からプロ投資家である適格機関投資家の出資を必須としていたにもかかわらず、前述のとおり投資家被害が拡大したことを踏まえると、出資者に「地方自治体や地方銀行、信用金庫などの地域金融機関」がいることのみをもって、個人投資家の資産要件を外す（規制強化前の状態に戻し、一般投資家も対象とする）ことについては、慎重を期すべきものと考えられます。
④ ⑤ (FIT)	地域での認定制度の全国拡大	地域主導型の再生可能エネルギー事業に対する地域での認定制度(地域環境権など)の全国への導入を促進する制度・ガイドラインの導入（例えば地元資本51%以上の地域主導型事業者の系統優先接続、FIT制度等各種優遇措置）	再生可能エネルギー事業に対する地域外の大手資本、外国資本等の野放図な参入を規制し歯止めとなる仕組みが不在である。	経済産業省	該当する制度はありません。	-	検討を着手	地域産業への貢献などを通じて地域と共生している優良な再エネ発電事業を広く知ってもらい、そうした優良な取組を全国へ横展開するため、地域と共生する再エネ発電事業を顕彰する制度の検討を、専門家や業界団体等から構成される検討会において、今年11月から開始しました。
④ ⑤ (FIT)	地域活用電源の地域活用要件の見直し	地域主導型（地域コミュニティの所有、地域での合意形成、便益の地域還元）の自然エネルギーは「地域活用電源」として全量売電の固定価格買取制度(FIT)を継続すること。地域に豊富に存在する資源を活かして自然エネルギーの主力電源化を目指すには、地域主体のエネルギー事業や社会的合意形成を重視した真の「地域活用電源」の普及を目指すべきである。地域主体のエネルギー事業に関する「コミュニティパワーの三原則」や社会的合意形成などの要件などを含めることで全量売電を原則とし、普及の障害になっている自家消費率は取りやめること。 ・防災機能の要件のニーズは地域により多様であり、一律ではなく様々な選択肢を設けるべきである。	再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドラインでは「地域活用電源」の「地域活用要件」においては地域へのアウトプットと地域からのインプットというエネルギー需給に関する自家消費・地域一体型の要件が付加され、とくに低圧（50kW未満）の太陽光発電は、前倒しして30%の自家消費が義務づけられるため、およそ実現は難しく、実質的にFITが終了することを意味する。	経済産業省	令和元年度の調達価格等算定委員会で、小規模事業用太陽光発電（10-50kW）については、地域において信頼を獲得し、長期安定的に事業運営を進めるため、自家消費を前提とした設備等の支援に重点化していくという方針が整理され、令和2年度から自家消費型の地域活用要件を設定しています。具体的には、①再生可能エネルギー発電設備の設置場所で少なくとも30%の自家消費等を実施すること（ただし、農地一時転用許可期間が10年間となり得る営農型太陽光は、自家消費等を行わないものであっても、災害時活用を条件に、FIT制度の対象）、②災害時に自立運転（停電時に外部電源なしで発電を再開すること）を行い、給電用コンセントを一般の用に供すること、の両方をFIT認定の要件として求めています。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則	事実誤認/検討を予定	再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者による再生可能エネルギーの買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 なお、太陽光について、50kW以上は、非FIT太陽光発電の運転が開始していることや、早期に自立すべきであることを踏まえ、地域活用要件を設定してFIT制度による支援を当面継続していくのではなく、電源ごとの状況や事業環境を踏まえながらFIT制度の対象を除々に拡大していく方向で、現在、調達価格等算定委員会で審議されております。また、自家消費型の地域活用要件が設定された事業用太陽光（10-50kW）については、令和元年度の調達価格等算定委員会で自家消費型への支援重点化を含めて整理され、令和2年4月から自家消費型の地域活用要件を設定したところであり、諸実績データが揃っていない現時点においては当該要件を維持する方向で、調達価格等算定委員会で審議されております。いずれについても、今後、実態を踏まえつつ、必要に応じて見直してまいります。

第2回 要望一覧と各省からの回答

⑤その他

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
①、⑤ (FIT)	小規模低圧営農型太陽光発電については規制強化ではなく、農家や地域のために規制緩和して欲しい	1.今年から小さな農家は事実上営農型PVのFIT制度から除外されましたが、農業や地域への多様な効果を受受するためにも非認定農家等小さな農家にも再度営農型PVの活用が可能になるよう規制緩和してほしい 2.FITへ復活が困難な場合、電力の地産地消を目指す地域マイクログリッド等地域活用電源に絡む小規模な非認定農家等の営農型PVをNon-FIT型営農型PVとして地方自治体裁量で設置可能となるよう規制緩和して欲しい 3.上記はいずれも当然に農業とPVの共存を目的とするので遮光率1/3以下でパネル高3m以上等汎用理想型設備仕様を条件に栽培作物の平均的単収8割維持基準（強力な参入障壁）は是非とも外して欲しい	1.低圧PVには自家消費要件がつくも営農型PVは認定農家等を条件に自家消費無しでもFITを維持したことは破格の優遇と受取れる。しかし当市6千戸農家の内認定農家は70戸程度で、しかも認定農家は自立的経営を既に実現のケースも多く今更営農型PVへのニーズが多いとは思えない 2.農家の大多数、特に中山間の小規模水稲農家等は赤字構造が定着、高齢化も進み後継者も望み薄。一方で山林や河川水路など中山間の多面的機能維持を引き受ける唯一の存在。SDGsという生物圏の循環維持ができないと災害や害獣など都市部の安心安全もない。営農型PV稼働5年の経験から小さな農業に魅力と収益力をつけ若者と呼ぶには営農型PVは千載一遇の機会ととらえるも非認定の小さな農家は営農型PVから除外では地域活性化の意欲も萎える 3.エネルギー強靱化法案成立や2050年ゼロ宣言で地域マイクログリッドが注目。PV発電コストは既に10円前後に下落し市場競争力も。FITにこだわらず地域マイクログリッドで電力の地産地消を進める中でNon-FIT型の営農型PVが可能ならそれでも良い。地域等で自立的に判断できる制度への規制緩和が求められる 4.営農型PV普及には平均的単収の8割維持基準が大きな障壁となっている。多くがこの規定で導入を諦め、導入後も栽培が日陰作物に偏向している。経験的に遮光率1/3以下でパネル高3m以上ならどんな作物も栽培可能。この汎用仕様を要件に現行8割維持基準を外せば、行政窓口や農家の悩みが激減する 5.以上もっと詳しくはこちらのURLでセミナーでの説明が参照できます。 https://youtu.be/yH40xsaOj78	経済産業省、農林水産省	<p>【1. について】</p> <p>令和元年度の調達価格等算定委員会、小規模事業用太陽光発電（10-50kW）については、地域において信頼を獲得し、長期安定的に事業運営を進めるため、自家消費を前提とした設備等の支援に重点化していくという方針が整理され、令和2年度から自家消費型の地域活用要件を設定しています。具体的には、①再生可能エネルギー発電設備の設置場所が少なくとも30%の自家消費等を実施すること（ただし、農地一時転用許可期間が10年間となり得る営農型太陽光は、自家消費等を行わないものであっても、災害時活用を条件に、FIT制度の対象）、②災害時に自立運転（停電時に外部電源なしで発電を再開すること）を行い、給電用コンセントを一般の用に供すること、の両方をFIT認定の要件として求めています。</p> <p>【2. 3. について】</p> <p>農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定めるところです。</p> <p>営農型太陽光発電設備の取扱いについては、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）を定めているところですが、FIT認定は条件としていません。</p> <p>また、この通知において、営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確実に認められることと条件として、下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少しないことを定めているところです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則 ・農地法第4条、第5条、農地法関係事務に係る処理基準等 	<p>【1. について】</p> <p>【2. 3. について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（FIT認定条件） ・営農型太陽光発電設備は、FIT認定がなくても設置することができます。 ・（収量要件） ・営農型太陽光発電設備は、農業が適切に継続されることをもって、通常太陽光発電設備の設置が認められない優良農地においても設備の設置が認められる、特例的な取組です。 ・また、営農型太陽光発電設備は、農業と再生可能エネルギーによる発電とが両立する取組であることから、農業が適切に行われない場合は、この両立が失われ、単なる発電事業となってしまいます。 <p>御提案のように、設備に条件を付したとしても、適切な営農の継続が確保されることは限らないと考えられます。</p> <p>したがって、この両立の目安として、農業においては、地域の平均的な単収の8割を確保することとしておりますが、「地域の平均的な単収」を目安とすることで、地域の実情に配慮した指標としているところであり、御理解願います。</p>	
①、⑤ (FIT)	【陸上風力】事業計画認定後3年以内の国有林野での土地利用権利の確定について 【陸上風力】国有林野内での風力発電事業についての事業計画認定後8年以内の運転開始期限について	いわゆる3年ルールについては当該期間を延伸（プラス2年：現行3年以内→5年以内）していただきたい。 また、国有林野での事業については事業計画認定後5年以内での土地利用権利を確定する期限の設定が妥当と考えられることから、運転開始期限も延伸（プラス4年）していただきたい。 ・上記の期間を適切に設定することで、確実な手続きを実施することが叶い、より質の高い計画の実現が期待できる。	資源エネルギー庁通知文書で定めている"いわゆる3年ルール"、及び、再エネ特措法に基づき定められている"運転開始期限（風力の場合は4年、但し、環境影響評価法対象案件はプラス4年）"は、陸上風力発電の適地である国有林野の使用権利の確定手続きとの整合がとれていないことから、林野庁所管の諸手続きにおいて支障を来たしている。 ・特に、国有林等利活用対策委員会、都道府県庁等での手続きにおいては、環境影響評価法に基づく評価書への記載内容に相当する精度での詳細設計が求められていることから、特に、事業計画認定時点の環境影響評価手続（方法書の届出）から5年以内に評価書を完成させることは極めて困難な状況である。	経済産業省	<p>【運転開始期限について】</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の種類ごとに、認定日から起算した告示で定める期間を経過する日として「運転開始期限日」を規定しています。風力発電設備については、認定日から4年とし、認定の申請の際、環境影響評価法に基づく環境影響評価を行っていた場合は、認定日から8年としています。</p> <p>【3年ルールについて】</p> <p>FIT認定に当たっては土地の権原を有しているかの確認を行っており、新規認定申請時に売買契約書等の書類が添付できない場合は、原則として認定しません。例外として、法律又は条例で環境影響評価が求められている風力・地熱発電設備を設置する事業については、譲渡証明書又は賃貸証明書等の添付があれば、一旦認定するものの、認定日の翌日から起算して3年が経過した日を期限として、土地権原に関する書類と申立書を担当経済産業局へ提出することとしています。当該期限までに提出がない場合は、認定が取り消される可能性があります。</p>	<p>【運転開始期限について】</p> <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項第1号</p> <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条の2第2号、2017年7月14日付け通知文書2020年4月1日改訂（エネルギー再生エネルギー室）</p>	<p>【運転開始期限について】</p> <p>再エネの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図る観点から、認定時点で決定するFIT価格の適時性を保ちつつ、円滑に事業を実施してもらうため、運転開始の期限を設定しています。設定に当たり、過去の実績に基づき必要な諸手続の期間や環境影響評価に要する期間を考慮し十分な猶予を加えた期間としています。現状、多くの案件が期限内に運転開始に至っていると認識していますが、今後、実態も踏まえつつ、必要に応じて見直しを検討いたします。</p> <p>【3年ルールについて】</p> <p>上記のとおり、認定時点でFIT価格が決定されるため、原則として、新規認定申請時に添付書類も提出していただく必要があるところ、一定の場合に限り、認定日の翌日から起算して3年が経過した日を限度として添付書類の提出期限を延長しています。このため、新規認定申請時点で国有林野の土地取得にそれ以上の時間を要する場合、ある程度進捗し、土地取得の見込みが立った段階で認定を取っていただくようお願いいたします。今後、再エネの主力電源化を進めつつ、国民負担を抑制し適切な水準とするため、必要と妥当性が認められた場合には検討いたします。</p>	

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
①、⑤ (FIT)	法定外公共物(赤道など)の払下手続き	大型風力事業用地が想定されるところは法定外公共物の存在する可能性が高いため、法定外公共物の払下げに関してはこれまで通り再委託ができるよう認めて頂きたい。	・2018年頃土地家屋調査士会にて用地調査業務の再受託は行わない旨の決定があったと聞いています。これにより事業用地に法定外公共物の取得が必要な場合、計画の見通しが立たない状況となっています。 これまで ①土地所有者or事業者から測量業者・土地家屋調査士へ測量・資料作成を委託。 ②土地家屋調査士から財務局へ払下げ申請を行う。 現在 ①土地所有者or事業者から財務局に払下げの相談を行う。 ②財務局から測量業者・土地家屋調査士に測量・資料作成を依頼。 ③成果に基づき手続きを進める。 しかし②は財務局の予算・業務スケジュールに合わせて進むため、8月に依頼をしても「動くのは次年度」という回答が来る状況です。事業者希望のスケジュールと乖離する状況が発生しており、FITの土地確保期限等の適用に重なるると不必要な事業計画認定の失効が発生する恐れがあります。	法務省	土地家屋調査士法第3条第1項第1号及び第2号により、不動産の表示に関する登記について必要な調査又は測量を行うことは土地家屋調査士の独占業務とされており、土地家屋調査士資格を有しない者がその業務を行った場合、同法第68条に違反することになります。	土地家屋調査士法第3条第1項第1号及び第2号	対応不可	北海道の土地家屋調査士会が出した再委託を受託しないとの宣言は、受託者となる私的団体、個人としての方針を外部に示したものにすぎず、法的規制の対象となるものではないと理解しております。
①、⑤ (FIT)	条例アセス案件の運転開始期限	条例アセスの手続き期間を考慮し、条例アセス案件についてもFIT運転開始期限は法令アセスと同様の8年として頂きたい。	都道府県条例アセス対象案件と法令アセス対象案件は、その手続き期間がそれほど大きく変わらないにも関わらず、FIT取得から運転開始期限が条例アセスは4年であり法令アセス8年の半分となっています。このため条例アセス案件の事業開発期間は著しく短く、十分な開発時間がないまま事業を進めることとなり、場合によってはFITによる売電期間を短縮せざるを得ない状況にあり、採算が見込めず事業断念となるケースが多く出てくると考えております。	経済産業省	再生可能エネルギー発電設備の種類ごとに、認定日から起算した告示で定める期間を経過する日として「運転開始期限日」を規定しています。風力発電設備については、認定日から4年とし、認定の申請の際、環境影響評価法に基づく環境影響評価を行っていた場合は、認定日から8年としています。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件	事実誤認/検討を予定	再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 なお、運転開始期限は、再エネの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図る観点から、認定時点で決定するFIT価格の適時性を保ちつつ、円滑に事業を実施してもらうため、設定しています。設定にあたり、過去の実績に基づき必要な諸手続の期間や環境影響評価に要する期間を考慮し十分な猶予を加えた期間としています。条例による環境影響評価を特別に勘案していませんが、現状、多くの案件が期限内に運転開始に至っていると認識しています。今後、実態も踏まえつつ、必要に応じて見直しを検討いたします。
④、⑤ (FIT)	地域での認定制度の全国拡大	地域主導型の再生可能エネルギー事業に対する地域での認定制度(地域環境権など)の全国への導入を促進する制度・ガイドラインの導入(例えば地元資本51%以上の地域主導型事業者の系統優先接続、FIT制度等各種優遇措置)	再生可能エネルギー事業に対する地域外の大手資本、外国資本等の野放図な参入を規制し歯止めとなる仕組みが不在である。	経済産業省	該当する制度はありません。	-	検討に着手	地域産業への貢献などを通じて地域と共生している優良な再エネ発電事業を広く知ってもらい、そうした優良な取組を全国へ横展開するため、地域と共生する再エネ発電事業を顕彰する制度の検討を、専門家や業界団体等から構成される検討会において、今年11月から開始しました。
④、⑤ (FIT)	地域活用電源の地域活用要件の見直し	地域主導型(地域コミュニティの所有、地域での合意形成、便益の地域還元)の自然エネルギーは「地域活用電源」として全量売電の固定価格買取制度(FIT)を継続すること。地域に豊富に存在する資源を活かして自然エネルギーの主力電源化を目指すには、地域主体のエネルギー事業や社会的合意形成を重視した真の「地域活用電源」の普及を目指すべきである。地域主体のエネルギー事業に関する「コミュニティパワーの三原則」や社会的合意形成などの要件などを含めることで全量売電を原則とし、普及の障害になっている自家消費率は取りやめること。 ・防災機能の要件のニーズは地域により多様であり、一律ではなく様々な選択肢を設けるべきである。	再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドラインでは「地域活用電源」の「地域活用要件」においては地域へのアウトプットと地域からのインプットというエネルギー需給に関する自家消費・地域一体型の要件が付加され、とくに低圧(50kW未満)の太陽光発電は、前倒しして30%の自家消費が義務づけられるため、およそ実現は難しく、実質的にFITが終了することを意味する。	経済産業省	令和元年度の調達価格等算定委員会、小規模事業用太陽光発電(10-50kW)については、地域において信頼を獲得し、長期安定的に事業運営を進めるため、自家消費を前提とした設備等の支援に重点化していくという方針が整理され、令和2年度から自家消費型の地域活用要件を設定しています。具体的には、①再生可能エネルギー発電設備の設置場所が少なくとも30%の自家消費等を実施すること(ただし、農地一時転用許可期間が10年間となり得る営農型太陽光は、自家消費等を行わないものであっても、災害時活用を条件に、FIT制度の対象)、②災害時に自立運転(停電時に外部電源なしで発電を再開すること)を行い、給電用コンセントを一般の用に供すること、の両方をFIT認定の要件として求めています。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則	事実誤認/検討を予定	再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 なお、太陽光について、50kW以上は、非FIT太陽光発電の運転が開始していることや、早期に自立すべきであることを踏まえ、地域活用要件を設定してFIT制度による支援を当面継続していくのではなく、電源ごとの状況や事業環境を踏まえながらFIP制度の対象を徐々に拡大していく方向で、現在、調達価格等算定委員会が審議されています。また、自家消費型の地域活用要件が設定された事業用太陽光(10-50kW)については、令和元年度の調達価格等算定委員会から自家消費型への支援重点化を含めて整理され、令和2年4月から自家消費型の地域活用要件を設定したところであり、諸実績データが揃っていない現時点においては当該要件を維持する方向で、調達価格等算定委員会が審議されています。いずれについても、今後、実態を踏まえつつ、必要に応じて見直しをまいります。
⑤	法人向け電気保安点検における「年次点検」の延伸(点検頻度の緩和)」	年次点検の延伸(点検頻度の緩和) 民間事業者の実施している安全対策、リモート点検機能を有する遠隔常時状態監視システム、事故実績、および需要家の利便性等に鑑み、民間事業者が管理する高圧変電設備に対して、保護装置や遮断器等の安全機器が導入されている施設については、現状、「毎年の停電を伴う年次点検」での実施から「年次点検」を4年に1回以上実施とすることを提言する。 24時間365日・遠隔常時状態監視システムの構成(案):単線結線図、分電盤配置図、設備配置図、配線図等を整備。 システムでの監視項目は、停電、瞬時電圧低下、漏電、トランス(変圧器)温度、電力使用状況(電力量)の5項目。関係者はタブレット端末等で監視項目の時間推移等を適宜確認。設備稼働状態の異変を把握した際は、現場訪問の上、状況確認・対応。	点検要員の不足・高齢化 1)再生可能エネルギー施設の運転開始が増加し、新たな点検対象が増える中、電気主任技術者は高齢化等による退職者の増加と入職者の減少が続いている。 2)「月次点検」が延伸されれば、電気主任技術者の総数が減少傾向にあっても対応余力は確保される。しかし、「年次点検」が従来どおりであれば、技術者の減少を背景に、結果として一人の技術者の担当事業場数が増えるため、「年次点検」の数が大幅に増加し、再び要員不足の問題に直面することになる。つまり、電気主任技術者の不足問題に対応するには、「月次点検」のみならず、「年次点検」の延伸が必要である。	経済産業省	自家用電気工作物の電気主任技術者を外部委託する場合、停電を伴う年次点検を1年に1回以上の実施することを求めています。ただし、信頼性が高い機器を有する場合、停電点検は3年に1回以上とし、3年のうち2回は無停電での年次点検が可能となります。また、電気工作物の種類や要件に応じて、1回/1月～1回/6月以上の頻度で月次点検が必要です。	主任技術者制度の解釈及び運用(内規)	検討を予定	自家用電気工作物の保守点検に関しては、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて、保安人材の確保に向けた実務経験年数の短縮化や遠隔監視システムを活用した月次点検のあり方について検討を行い、令和2年度中に所要の改正を行う予定です。年次点検のあり方を含めた更なる点検頻度の緩和については、令和3年度に遠隔監視技術等の効果や保安水準の確保について丁寧に調査した上で、検討してまいります。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
⑤	電気主任技術者の留保期限の延長（3年→6年）	電気主任技術者の試験は1・2・3種の3種類に別れています。それぞれとても合格が難しく最終合格まで4-9%と狭き門となっています。 このため、現在は一次試験の4科目を3年以内に合格できれば二次試験に進めるのですが、これを5・6年以上にしていただけではないでしょうか。 同じ会社で何人もチャレンジしていますが、計画的に勉強しても突破が難しく、3年経つともう一度最初からやり直しますので途中で挫ける人が沢山います。 A電気保安サービス会社・人事研修担当より	上記のとおりです。再生可能エネルギー（太陽光パネルや風力発電、蓄電施設など）の普及などで業界での需要が高まっている一方で人材が不足しています。受験年齢も広く、学歴も問われません。 このままですと学歴に実務経験だけで取得できる大手電力会社の社員のみとなってしまう、著しく不公平となります。また、高給の電力会社の人も、薄給の電気保安サービスには尽きたがらないでしょう。 なお、日本では一定規模以上の電気設備には電気主任技術者を置くことが法律で定められていますが、外国ではそのような規制はありません。このため、そういった明治から続く制度を撤廃いただくか、あるいは必要を迫られる現場の希望者に広く門戸を開いていただくかどちらかを希望いたします。	経済産業省	電気主任技術者試験の一次試験の一部の科目に合格した者は、その合格した一次試験の行われた年の初めから3年以内に同一の一次試験を受ける場合、申請により、既に合格している科目が免除されます。	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令	検討を予定	電気主任技術者試験においては、科目別合格制度を導入し、その有効期間を3年にする等の改正を行ってきたところですが、期間延長の是非については、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて検討し、今年度中に結論を得ます。
⑤	バイオマス発電の安全・保安規制の緩和	・「電気設備の技術基準の解釈」第47条の適用範囲拡大、バイオマス発電（1,000kW未満、有機ランキンサイクル方式）を追加 ・「電気事業法施行規則第65条及び同法別表第2」に示される工事計画の届出について、1,000kW未満の有機ランキンサイクル発電は不要とする ・ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とし、ボイラー-技術士2級保有者などで対応可とする。	小型のバイオマス熱電併給設備として重要な有機ランキンサイクル（ORC）の導入にあたり、電気事業法での位置づけがなされていないため、大型の石炭火力発電所などと同様の規制が適応され、導入・運転コスト増に繋がっている。	経済産業省	・有機ランキンサイクル方式（ORC）の発電設備は、バイナリー発電方式の一形態であり電気事業法に基づく汽力発電設備に係る保安規制が適用されます。 ・発電設備を設置するためには、技術基準に適合する必要があります（法第39条）。そのうち、一定の条件を付した発電設備を除き、公共安全の確保等の観点から、発電所構内において常時監視が必要です（電気設備に関する技術基準を定める省令第46条）。 ・また、一定規模以上の発電設備については、設置する前にあらかじめ工事計画を届け出て、技術基準に適合しているか否か国の審査が必要です（法第48条）。 ・発電設備等の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、ボイラー・タービン主任技術者の選任が必要です（法第43条）。	電気事業法電気設備に関する技術基準を定める省令等	検討を着手	有機ランキンサイクル（ORC）方式の発電設備については、汽力発電設備の1形態として整理され保安規制が適用されてきたところですが、そのリスクや他国における保安規制を改めて調査をした上で、来年中に結論を出してまいります。
⑤	【風力共通】 工事等における主任技術者・監理技術者の要件緩和	安全、工事事質の確保を最優先として、書類、WEB等での確認など主任技術者の現地配置等の条件を緩和（例えば、緊急性の高い作業については、遠隔（WEB等）での確認・管理を活用できるなど）していただきたい。	現地責任者の専任、非専任、兼務可否等の条件が工事施工（緊急修理工事等も含む）を受注・実施する際の制約条件になっており、工事計画立案、補修実施において工程遅延の要因となっている場合がある。	国土交通省	建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、主任技術者を置かなければなりません。また、公共性のある施設等に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、主任技術者は工事現場ごとに専任の者でなければならないとされています（建設業法第26条第1項及び第3項）。ただし、一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事（原則2件程度）を管理することができます。 元請負人たる建設業者は、下請負契約の請負代金額の合計が一定以上の場合には監理技術者を配置しなければならない。また、公共性のある施設等に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、監理技術者は工事現場ごとに専任の者でなければなりません（建設業法第26条第2項及び第3項）。ただし、改正建設業法（令和元年6月成立）により、生産性向上を図るため、監理技術者の専任配置要件を合理化し、監理技術者補佐を工事現場毎に専任で配置した場合、監理技術者の兼務を可能（当面2現場）としました（令和2年10月施行）。	建設業法第26条	検討を予定	監理技術者については、今後、兼務活用現場の実態やICT技術の活用方策等について調査・検証し（令和3年度予算要求中）、安全や品質を確保した上での拡充のあり方について検討していきます。 主任技術者についても、今後、その職務の実態やICT技術の活用状況等について調査・検証が必要であり、監理技術者の専任に関する調査・検証の状況も踏まえて、専任要件のあり方について検討が必要と考えております。
⑤	工事計画届出手続きにおける風車及び支持物の審査基準	・工事計画届出における風車及び支持物等の審査基準の明確化、ルール変更の手続きの明確化を経済産業省が主導で行う必要があると考えております。 ・ルール変更は、参照の法律・指針・基準の見直しを正規な手続きで行い、広く公式に周知し、必要な移行期間を経てから適用頂きたいと考えております。 ・支持物については、専門外である経済産業省ではなく、専門機関である国土交通省で審査する以前の体制に戻すのが良いのではないかと考えております。	上記基準について何らかの法的な手続きを経ず日々ルール変更が起きています。専門委員会等における専門家の議論の中で、ルール変更（法律や基準の変更ではなく、専門家や審査機関における解釈の変更）が行われ、その変更がほとんどオープンにならず事業者にはアナウンスされません。そのため事業者は、当初想定していないルール変更に対応するためにいくつものプロジェクトが手戻りとなり、追加の時間とコストをかけて再設計せざるを得ない状況であり事業推進の支障となっております。事業者の立場から見ると、1年以上の風況測定・荷重解析・設計を行い、その結果を提出して経て行われる専門家による審査の指摘で初めてルール変更を知る状況です。審査を開始するまでルール変更を知ることができないため対応できません。現状はルール変更があった際に、変更が適用されるまでの移行期間が考慮されておらず、今日決まったことが明日から適応される状況となっております。	経済産業省	平成26年4月、それまで建築基準法（建築確認）と電気事業法（工事計画審査）に基づき行ってきた風力発電設備に関する審査が、行政的続きの簡素化の観点から電気事業法に一本化されました。その際、産業構造審議会 保安分科会 電力安全小委員会 風力発電設備構造強度ワーキンググループにおいて、特殊な環境（強風地域、軟弱地盤等）に立地する風力発電設備の工事計画を専門的観点から適切に審査するための外部有識者から構成される専門家会議を設置することが提言され、平成26年4月よりその運用を開始しました。 建築基準法から電気事業法に一本化した際に、電気事業法において建築基準法と同様の審査が行えるよう、建築基準法の基準を電気事業法に取り込んでおり、それらを基準に審査を行っております。また、その基準を見直す場合には、審議会等にて審議をいただいた上で、パブリックコメントにも付し、その上で改正を行っています。	発電用風力設備に関する技術基準を定める省令	検討を着手	特殊な環境に立地する風力発電設備の工事計画を技術的観点から審査するため、外部有識者に確認をしてもらっているところ、その指摘事項や発生した事故等を踏まえ、産業構造審議会 保安分科会 電力安全小委員会 新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループにおいて審査フローの見直しを行い、公に周知をしています。 これまでも審議会での議論やパブリックコメントを経て技術基準の改正を行ってきたところですが、講演会や業界団体を通じた周知を細やかに行ってまいります。
⑤	【風力共通】 工事計画届・安全審査の効率化、合理化 （審査期間の短縮化、申請届出のWEB化、審査事項の公表）	専門家会議1回あたりの審査案件数も限られていることから全ての特殊設備案件を専門家会議にて審査すると受審までの待機時間も発生すること、また、ほとんどの場合に認証を取得していれば短時間の審査で専門家会議が終了可能なことから、ウィンドファーム認証⇒工事計画届出⇒専門家会議の過程が見直されることにより、工事計画届受理までの期間を短縮することが可能なため、第三者機関によるウィンドファーム認証を取得した風力発電設備については専門家会議を開催せず、各地方産業保安監督部の判断で対応できるよう、審査フローを見直す等して効率化を図っていただきたい。・それと、工事計画届の申請（届出）においては、電子申請・届出が可能となるよう、WEB化を実現・推進していただきたい。・また、工事計画届の審査を行う専門家会議等において、審査事項（審査における技術的な考え方とその根拠たる技術情報等、審査要領を含む）、についての公表を適時・適切に行っていただきたい	現在、各地方産業保安監督部にて特殊設備に該当すると判断された風力発電設備は経済産業省電力安全課に対して意見を求めることとなり、その場合に電力安全課は専門家に意見を聞くことができ、専門家会議を開催し審査が行われる。また、特殊設備に該当する可能性がある場合、第三者認証機関によるウィンドファーム認証を取得することになっており、専門家会議においても原則認証機関からの認証が必要で、認証を取得してから専門家会議が開催され、その後、電力安全課と専門家との間で確認作業を経て、当該産業保安監督部に連絡があり、工事計画届が受理となる。・現状では専門家会議は月に1回のみ開催され、確認作業に最低1か月必要な状況であり、これらの対応に最低2ヶ月程度を要している状況であるが、専門家会議ではウィンドファーム認証と同様の内容を審査されることから二重の審査を受けていること、また、案件が多数あることから順番待ちとなり工事計画届受理が遅れること等が多く、結果して、工事後手までに長期間を要している状況である（さらに、ウィンドファーム認証の所要期間も長期化している状況が現出している）。・それと、現状、工事計画届の申請（届出）は、全て地方産業保安監督部を直接訪問して届出を行う必要があり、各保安監督部の担当官との面会予約の取得から時間を要している。・また、審査の考え方は既往にはない条件や知見の追加等により基本的に厳格化している傾向にあるが、それらに関する情報が不足した状態で受審すると審査が長期化し、プロジェクトスケジュールに影響する（遅延が生じる）可能性がある。	経済産業省	通常の風力発電設備に係る工事計画届出は産業保安監督部において受理される一方で、特殊な環境（強風地域、軟弱地盤等）に立地する風力発電設備の工事計画については、専門的観点から適切に審査するため、外部有識者から構成される専門家会議における審査を踏まえ判断しています。なお、審査の円滑化及び効率化のため、第三者認証機関によるウィンドファーム認証を受けることを事業者に対して推奨しています。	発電用風力設備に関する技術基準を定める省令	検討を着手	工事計画の届出に関する審査については、特殊な環境に立地する風力発電設備のうち、技術基準適合性を判断できる第三者認証機関によるレポートを工事計画申請書に添付することで専門家会議を原則省略できるよう、今年度中に制度を見直します。 なお、工事計画の届出のオンライン化については、経済産業省が運用する電子申請システム（保安ネット）において簡易申請による申請が可能となっております。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
⑤	一般送配電事業者以外の事業者による工事認可	一般送配電事業者が実施する工事において、一定の基準を満たした工事業者であれば、誰でも工事を実施できる。そうすれば、再エネの系統接続において、一定基準を満たした電気工事業社が系統連系工事やメーター設置等工事をできるようになり、工事料金についても相見積もりが取得でき競争が生まれるようになる。	再エネ発電所を系統に接続する場合、接続検討後の系統連系工事は一般送配電事業者ないしは一般送配電事業者が指定した事業者が工事を行う。その際、事前に見積もり等は行われず、確定した金額が一般送配電事業者から請求書が発電事業者等に送付される。この際、相見積もり等で、工事料金を引き下げることが出来ない。これに対して、工事業者間の競争が生まれることにより、系統連系費用を低減することが可能となると考える。ただし、工品質の確保のため、一定の技術的な基準をクリアした工事業者などが工事を実施できるなどのやり方が望ましいと考える。	経済産業省	アクセス線新設について受け取りましたが、系統連系工事は、工事費負担金にて一般送配電事業者で実施する場合と、発電事業者の自営線として事業者自ら実施する場合があります。ご要望の前者においては、既に一定の基準を満たした工事業者を競争発注の上で選出しており、工事業者間の競争が既に働いております。後者の場合であれば、発電事業者が自由に工事請負業者の選定を行うことができます。	-	事実誤認	制度の現状に記載の通り、既に一定の基準を満たした工事業者を競争発注の上で選出するような仕組みとしております。
⑤	直流1500Vの太陽電池発電設備用直流ケーブルの導体面積の拡大	直流1500Vの太陽電池発電設備用直流ケーブルの導体面積を100mm ² 等のより大きなサイズを認めてほしい。* 2013年10月7日の改正で、38mm ² が最大だったのが60mm ² まで認められた経緯あり。	直流1500Vの太陽電池発電設備用直流ケーブルの導体面積は最大60mm ² までしか認められていないことで、雪像箱からPCSへの配電条数の低減や、銅よりも材料コストが安いアルミの採用が困難となっている	経済産業省	電技解釈第46条では、取扱者以外の者が立ち入らないような措置を講じた場所においては、同条第1項で規定されている各号の要件を満たす場合には太陽電池発電設備用直流ケーブルの使用を認めています。同条第1項三号では「導体は、断面積60mm ² 以下の別表第1に規定する軟導線又はこれと同等以上の強さのものであること。」と規定しており、同等以上の強さを満足した形であれば設備すること自体に問題はないです。電技解釈の解説においては、日本電線工業会「JCS4517 太陽光発電システム用ハログンフリーケーブル」における要求事項を求めています。	電気設備に関する技術基準を定める省令	現行制度下で対応可能	-
⑤	【洋上風力】労働安全衛生法（クレーン規則）の工事停止基準の海上工事における風速要件の緩和	洋上風力発電設備建設工事については、（1）一律の作業中止基準は適用されない旨を明確化し、（2）別途各作業内容に対応した具体的な作業中止基準を確立、していただきたい。	・建設工事全般についての基準を示す規定において、洋上風力発電設備建設工事の作業中止基準に関連するのは、労働安全衛生法に基づくクレーン等安全規則第31条の2のみであり、同条は「事業者は、強風のため、クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止しなければならない。」と定めている。そして、ここでいう「強風」とは、「10分間の平均風速が10m/s以上の風」を指すとされている（平成4年労働省労働基準局長通達基発第480号等）。・上記のほか、船員労働安全衛生規則中の規定等も含め、対象を洋上風力発電設備建設工事に限定して作業中止基準を具体的に定める法令・指針等は存在せず、洋上風力発電設備建設工事の作業実施の可否は、現状、海上保安庁の判断等といった不明確な基準に委ねられている。他方、欧州の洋上風力発電設備建設の実情をみると、建設対象または作業内容を特定せずに建設工事の作業限界を定める、いわば一般的な作業中止基準のみが適用されている例は見当たらない。・洋上風力発電設備建設工事においては、港におけるモノパイル・風車等の荷下ろし作業、ヤードにおける揚重作業、杭の打設、ブレードの取付含む風車組立て作業等、多岐にわたる作業が行われる。にもかかわらず、10分間の平均風速が10m/s以上の強風を基準とする、作業内容を限定しない一律の作業中止基準が適用される現在の運用は、欧州と比較して洋上風力発電設備建設工事の工期を不合理に大幅に伸長させ、それに伴い建設費及び発電コストの増加も生じさせるため、洋上風力発電事業を実施する上で大きな妨げとなっている。	厚生労働省、国土交通省	クレーン等安全規則第31条の2では、強風のため、クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止することが定められています。平成4年6月24日付け基発第480号では、「強風」とは、10分間の平均風速が10m/s以上の風をいうこととされており、また、「クレーンに係る作業の実施について危険が予想される」とは、クレーンの構造、つり荷の形状等により風による危険性の程度が異なるため、個々の作業により判断すべきものであるが、風によりつり荷が振れ、又は回転し、労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき、定格荷重近くの荷をつり上げる作業で風圧によりつり荷の作業半径が増大し定格荷重を超える荷重が掛かるおそれのあるとき等をいうこととされています。	クレーン等安全規則第31条の2、平成4年6月24日付け基発第480号	事実誤認	クレーン等安全規則第31条の2の強風時の作業の中止の基準については、平成4年6月24日付け基発第480号で示されているとおり、クレーンの構造、つり荷の形状等により風による危険性の程度が異なるため、個々の作業により判断することとしています。したがって、提案理由として「10分間の平均風速が10m/s以上の強風を基準とする、作業内容を限定しない一律の作業中止基準が適用される」とありますが、クレーン等安全規則においては、強風の基準のみで一律に作業中止を規制しているものではありません。提案理由として「洋上風力発電設備建設工事の作業実施の可否は、現状、海上保安庁の判断等といった不明確な基準に委ねられている」という点については、他の船舶交通の安全も含め、工事・作業の安全性を確保するため、実施責任者に対し、工事・作業の中止基準を設定するように助言することはありますが、海上保安庁が洋上風力発電設備の建設工事における作業の中止について判断を行っているものではありません。
⑤	【洋上風力】洋上風力発電設備の工事（輸送及び運転維持を含む）のためのカボタージュ規制の緩和	・カボタージュ規制の特例に係る国交大臣特許要件についての基準を詳細化・明確化していただきたい。・また、大臣特許の取得の是非についての予見可能性を高めるため、事前相談等の仕組みを導入していただきたい。・そして、洋上風力発電設備の設置・運転維持に係る包括的な国交大臣特許による、洋上風力発電設備の工事のための外国船舶の運送等を認めていただきたい。	現行法下では、日本船舶でなければ、不開港場に寄港できず、また日本各港の間において物品または旅客の運送をすることができないのが原則であり、例外的に外国船舶に運送が認められるのは、国土交通大臣の特許を得たとき又はカボタージュの規制緩和が認められた航路（沖縄航路の一部等）のみである。そして、洋上風力発電設備の建設現場は、実務上は港とみなされているため、港から建設現場までSEP船が航行する場合には、上記特許が必要となる。・かかる特許の取得に際しては、①当該沿岸輸送が、我が国における安定輸送の確保等の観点から支障を生ずるものではないこと、及び②日本の海上運送事業者による物品又は旅客の輸送に支障を生じるものではないこと、の両要件を充足する必要があるが、先例もほとんどなく、また特許取得の手続きは煩雑で時間もかかることから、予見性を欠き洋上風力発電事業のリスクを増大させる要因となっている。他方で、国内で経験が不足しているSEP船を用いた特殊作業を円滑に実施する必要性は極めて高い。	国土交通省、経済産業省	我が国を含め世界の多くの国において、経済安全保障の観点から、国内における物資や人員の輸送を自国籍船に限定する規制が実施されています。我が国においても、船舶法により規制していますが、利用可能な日本籍船による輸送サービスが存在しない場合などには、事例ごとに外国籍船の国内輸送に対して特許をしております。現在運用されている自ら動力を持たない非自航SEP船は「船籍」を有しませんが、日本の法令により設立された会社が所有する場合は日本船舶となるため特許が不要です。	船舶法第3条	現行制度下で対応可能	船舶法第3条の特許は、いわゆる「カボタージュ制度」であり、当該制度は、経済安全保障の観点から、自国内の貨物又は旅客の輸送は、自国の管轄権の及ぶ自国籍船に委ねるべきとの国際的な慣行として確立している制度です。（【参考】第3期海洋基本計画（平成30年5月15日閣議決定）第2部2.（3）イ「安定的な国内海上輸送を確保するため、国際的な慣行であるカボタージュ制度を維持する。」）。一般には、同じ輸送サービスを提供できる日本籍船が現存し、外国籍船の投入が内航輸送事業者に影響を与えないかといったことを考慮して特許をしております。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
⑤	【洋上風力】 工事計画届・安全審査の一本化（審査機関の一元化）	・審査機関を一本化（一元化）し、効率的な安全審査の運用が行えるようにしていただきたい。・または、第三者認証機関によるウインドファーム認証の取得をもって国による技術審査を省略することの是非について検討していただきたい。	・現状、着床式洋上風力発電設備は、工事計画届出の審査（電気事業法）、港湾法技術基準への適合性確認（港湾法）、公募占用計画の審査（再エネ海域利用法）が並立しており、同様な内容の受審対応を複数行う必要がある。また、浮体式洋上風力発電設備も、ウインドファーム認証（船舶安全法（日本海事協会（国土交通省海事局所管）による基礎構造物の専門家審査、電気事業法（日本海事協会、沿岸技術研究センター（国土交通省港湾局及び海事局の共管）による風車の審査）（数年間））->電気事業法（工事計画届について経済産業省電力安全課設置の専門家会議による審査）->港湾法（沿岸技術研究センター（国土交通省港湾局及び海事局の共管）による審査）と、同じ内容の審査を各省が行っている。いずれの場合も審査結果が出るまでに長期間を要している状況である。	経済産業省、国土交通省	1.洋上風力発電設備の設計に関する審査について ○着床式洋上風力発電設備の設計は、以下の法律に基づき審査を行います。 ・電気事業法 電気事業法に基づき、工事計画届出において風力発電設備としての技術基準適合性等を審査します。なお、現地のサイト条件（軟弱地盤等）を勘案した設計になっているかを確認するため、第三者認証機関によるウインドファーム認証を事前に取得することを推奨しています。 ・港湾法 登録確認機関が海象等の諸条件を勘案して、洋上風力発電設備の支持構造物が港湾の施設として技術上の基準に適合するか確認します。 ○浮体式洋上風力発電設備の設計は、以下の法律に基づき審査を行います。 ・電気事業法 審査内容は着床式洋上風力発電設備の場合と同様です。 ・港湾法 審査内容は着床式洋上風力発電設備の場合と同様です。 ・船舶安全法 浮体式洋上風力発電設備の浮体及びタワーが船舶として適切に設計されているか確認します。 2.公募占用計画の審査について 再エネ海域利用法では、公募において発電事業者が提出した公募占用計画を事業の実施能力や地域との調整、地域経済等への波及効果等の観点から評価・審査し、事業者を選定します。 3.ウインドファーム認証について ウインドファーム認証は何らかの法令に基づくものではなく、第三者認証機関としての日本海事協会が行う認証サービスです。	電気事業法第48条第1項・港湾法・船舶安全法・再エネ海域利用法	電気事業法について：対応 その他：現行制度下で対応可能	審査の効率化や審査期間の短縮のため、①ウインドファーム認証と②登録確認機関による技術基準の適合性確認に係る審査について、今年度中に審査書類の共通化や審査の一本化（①②の有識者会議の合同開催）により効率化を図り、事業者の負担を軽減します。 なお、ウインドファーム認証を取得した場合には、船舶安全法に基づく技術審査が省略されるなどの合理化を既に図っております。
⑤	温水ボイラーの伝熱面積による規制の見直し	現在の規制では、伝熱面積が大きくなるほど、規制が厳しいボイラーに分類されます。これを逃れるために、ボイラー全体に廃ガス熱交換器などを付帯して、全体の効率をあげているボイラーがあります。付帯設備分の廃ガス熱交換器の伝熱面積は、ボイラー煙管熱交換器の延長とも言えますが、ボイラーの伝熱面積として計上されないため、この規制の対象となりません。伝熱面積は、規模別の規制を行う因子として使われていると承知しますが、伝熱面積は燃焼ガスから缶水に熱を伝える面積を表すものであり、必ずしも安全性の観点からの指標として適当でなく、規模別の規制については別の因子によることとしていただきたい。具体的には、入力による区分にするとか、あるいは、ボイラーの構造的な基準で示すのであれば、欧州の規制のように容積と使用圧力の積を用いて区分する方法が望ましい。		厚生労働省	労働安全衛生法において、「ボイラー」とは、水又は熱媒を加熱して、大気圧を超える圧力の蒸気を発生させ他に供給する「蒸気ボイラー」又は圧力を有する水を他に供給する「温水ボイラー」を指し、これに該当しないものは法令上ボイラーに該当しません。 また、圧力及び伝熱面積等により、ボイラー（小型ボイラー及び簡易ボイラーを除く。小型ボイラー及び簡易ボイラーに区分され、その危険性の程度に応じ、具備すべき規格（厚生労働大臣が定める構造規格）のほか、必要となる検査・検定（厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施するもの）や取扱者の資格等に差が設けられています。	労働安全衛生法（以下「法」という。）第38条第1項及び第2項、第42条並びに法第44条第1項及び第2項	EUの流通規制である圧力機器指令及び米国の工業規格であるASMEにおける圧力や温度に係る基準の技術的根拠等のほか、流通のみならず使用段階までを含む各国のボイラーに係る規制を調査のうえ、国際整合性も考慮しつつ、温水ボイラーに係る労働安全衛生法上の規制区分について、バイオマス温水ボイラーの特性を踏まえ、技術的観点から検討を行うこととします。	
⑤	温水ボイラーの圧力規制に関する見直し	圧力により規制がされているのは、蒸気ボイラーや貫流ボイラーなど、気体を生成する装置は爆発の危険性があるためです。他方、温水しか生成しない温水ボイラーは、仮に破裂したとしても、そのような爆発の起こすとは想定できません。 国内で流通するバイオマスボイラーの一部では、無圧化し労働安全衛生法上のボイラーに該当しないものとされています。この原因は、伝熱面積4m ² 以上のボイラーについては、ボイラー技士の配置等が義務付けられているためです。我が国のJSME規格は、耐圧設計0MPaを超えるボイラーを対象としているのに対し、欧州のEN規格においては許容圧力が大気圧より0.05MPa以上で、110°C以上の高温水ボイラーや蒸気ボイラーを規制しており、アメリカのASME規格では0.1MPa以上のボイラーとなっています。また各種規制は欧州は「蒸気ボイラー>温水ボイラー」なのに対し、我が国の規制は「蒸気ボイラー≧温水ボイラー>貫流ボイラー」と蒸気ボイラーの一種別である貫流ボイラーの規制が一番低くなっております。現状ではボイラーを無圧化するために、大気解放タンクを設置し、また真空式温水発生器（真空のため無圧式温水とみなされ、ボイラー定義法外となる）の様な工夫されています。ただし、真空式温水発生器については、真空ポンプを常に動かさないといけない事（ポンプを動かすエネルギーを消費）、また、ボイラー特有の問題により50～60°Cの低温設定はできない事など、効率的なエネルギー利用の観点からすると使用しづらい問題点もあります。さらに、無圧式ボイラーは、ボイラー水が空気に触れるため腐食が発生する可能性があり、防錆材や不凍液が必要となっています。 従って、温水ボイラーの安全性を勘案し、欧州と同様の規格にしていきたい。 以上のとおり、ボイラー規制により、エネルギー使用の増加やコスト高になっているばかりでなく、国際水準から離れたボイラー技術となっており、国際的な創意工夫を取り入れながら我が国のボイラーがより効率化していくためには、ボイラー規制の見直しが必要です。この規制は、石油ボイラーによる蒸気利用が主流であった1972年に施行されたものであり、バイオマスボイラーは検討対象とはされていなかったわけで、今後石油ボイラーを再生可能エネルギーに変換していく必要があることからすれば、バイオマスボイラーの特徴にあった規制に見直しも必要です。なお、逆火については、安全上の問題があり、このことについては、逆火防止装置を義務付ける等規制の強化が必要です。		厚生労働省	簡易ボイラーについては、構造規格は定められていますが、厚生労働大臣の登録を受けた機関の検査・検定を受ける必要はなく、その取扱いに資格は必要ありません。 温水ボイラーの場合、圧力0.1MPa以下かつ伝熱面積4㎡以下のものが簡易ボイラーに該当し、4㎡を超えるものは0.1MPa以下であっても簡易ボイラーに該当しません。 ※ 伝熱面積・・・燃焼ガス等が触れるボイラー本体の面積で、その裏面が水または熱媒に触れるものの面積	ボイラー及び圧力容器安全規則（以下「則」という。）第5条から第9条、第12条から第13条、第23条、第90条の2及び第92条	【今後のプロセスについて】 技術的な検討は、学識経験者等専門家により行われる必要があり、海外の規制等に係る調査も必要となります。海外規制及びバイオマス温水ボイラーの詳細について調査を行った上で、専門家による検討を行い、令和3年夏ごろまでに一定の結論を得、法令改正を要する場合には、検討結果を取りまとめ次第、速やかに、行政において審議会へ諮問の上、その答申を経て、改正・周知を行うこととします。	

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
⑤	温水ボイラーのばい煙測定に関する規制の見直し	大気汚染防止法では、「伝熱面積10m ² 以上」もしくは「燃焼能力50ℓ/時以上」のボイラーは、同法の対象となるばい煙発生施設となり、年2回以上、窒素酸化物、煤塵等8項目を測定する必要があります。 この場合、燃焼能力50ℓの石油ボイラーは、出力500kW相当で、国産メーカーの石油ボイラーでは、500kW相当のボイラーの伝熱面積を10m ² 未満するように設計されています。他方、バイオマスボイラーは、石油ボイラーの空燃比が1に近いのに対してより大きな空燃比が求められるため、伝熱面積を大きくしており、おおむね150kWの出力で伝熱面積10m ² を超える設計となっています。このばい煙測定には、1回につき、10～20万円程度、年間で20～40万円のコストが必要となっています。このことは、石油ボイラーとのコスト比較において公平さを欠いており、燃焼能力による規制にしていきたい。		環境省	・大気汚染防止法は、急激な成長発展期に伴う激甚な大気汚染を踏まえ、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としており、環境負荷などを考慮し、規制対象を設定しているものです。 ・の中で、環境への影響が大きいと考えられる一定規模以上の能力の施設について、燃料の種類にかかわらず、その種類ごとに排出規制を行っています。 ・「伝熱面積10m ² 以上」又は「燃料の燃焼能力50L/時以上」のボイラーは、その規制対象となるばい煙発生施設に該当します。 ・規制対象となるかどうかの燃料の燃焼能力の判断において、燃料が固形燃料の場合には、環境省から固形燃料16kgが重油10Lに換算との技術的助言を通知で行っていることから、これをもとに都道府県が判断することとなっています。 ・ボイラーがばい煙発生施設として規制対象となる場合、都道府県等への設置届出、排ガス基準遵守、3項目（ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物排出量）のばい煙濃度測定の実施（年2回以上）の義務が生じます。	大気汚染防止法施行令	検討を予定	・伝熱面積の要件を撤廃します。 ・今年度内に、環境保全の観点や自治体の対応状況等も加味し精査しながら、全国の自治体を対象とした実態把握や専門家による検討を完了します。
⑤	スマートメーターの速報値提供	既に検討課題に上がっており、2022年度の早い時期に実現、とされているが既に需要側で実現しているデータ提供であるため速やかな導入を求めたい。	現状発電側についてはスマートメーターについては30分速報値が提供されていない（需要側だけ提供）。バランシング運用における発電量の結果が確定日までわからないため、発電量予測に基づく再エネ調達の障壁となっている	経済産業省	現状は、各一般送配電事業者は、発電事業者に対して発電地点毎の30分発電電力量データの速報値を提供していません。電力・ガス取引監視等委員会は、令和4年度からFeed-in Premium（フィード・イン・プレミアム）制度が導入される予定であることを踏まえ、令和2年7月の電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合において、「令和4年度のできるだけ早期」に速報値の提供を開始するよう各一般送配電事業者に求めました。これを受け、各一般送配電事業者は、令和4年度のできるだけ早い時期までに速報値の提供を実現するべく必要な準備に着手しています。	-	対応	現在、各一般送配電事業者においては、令和4年度のできるだけ早期のデータ提供の開始に向けて、データ提供のためのシステム設計の検討を開始しています。 データ提供の開始までに必要な期間は、各一般送配電事業者によって異なりますが、データ提供の準備が整った一般送配電事業者から順次データ提供の開始がなされていく予定です。 引き続き、可能な限り速やかに速報値の提供が開始されるよう、各一般送配電事業者における対応状況などを確認してまいります。
⑤	太陽光発電設備の設置における電気供給約款の追加、見直しについて	令和元年度の「地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」を町有施設に活用するにあたって、現、北陸電力送配電株式会社ネットワークサービスセンターから「約款に合わない」として、導入を断念した案件がある。 国から北陸電力送配電株式会社をはじめとする電気事業者に対し、太陽電池発電設備の設置における「同一構内」の解釈について、再度、周知し、解釈に即した運用が可能になるよう約款(附則「特別設備及び特例区域等」)の追加・見直し等の依頼をお願いしたい。	避難所として指定してある町立公民館【A】に蓄電池や高効率照明(LED)を設置し、筆(敷地)が異なるが、隣接している町立の消防団詰所(土地も町所有)【B】の屋根に太陽光パネルを設置した上で、自営線をつなぐことを検討した。 現、北陸電力送配電株式会社ネットワークサービスセンターは、「約款の一構内一受電の取り決めにより、接続を認めない(2020年10月1日 託送供給約款より 特例設備が施設された特例区域等を除く)」と回答した。しかし、経済産業省HPの「太陽電池発電設備を設置する場合の手続き」の中の「太陽電池発電の取扱いについて(平成24年2月)」、および、「いわゆる屋根貸しにおいて設置された太陽電池発電設備の電気事業法上の取扱い(電気保安)について(平成28年4月11日)」によると、【B】の建物の太陽光パネルで発電した電気は、【B】の建物内の電気設備と接続せず、【A】に自営線をつなげば、「同一構内にあるものと解釈できる」と記載されていることに気づいた。 上記の取扱いの趣旨により、電気供給約款(附則)の変更が行われた場合、今後、同一構内の制限にとらわれずに再生可能エネルギー設備である太陽光発電設備等をより多くの敷地・施設に導入することができることから脱炭素型地域エネルギーシステムの構築に向けて、自治体や企業、さらに住民が一体となって取り組むことが可能になり、地域エネルギー分野での投資が促進され地域経済の活性化が期待できる。	経済産業省	一般送配電事業者の託送供給約款において、原則「1需要場所1引込み1契約」と規定されており、1需要場所とは経済産業省令で「一の建物や柵・塀等の物理的な遮断物で区画された一の構内」と規定されています。 そのため、具体的提案内容の、消防団詰所の太陽光パネルにパワーコンディショナーなどの需要設備が併設されている場合等は、消防団詰所と町立公民館のそれぞれが需要場所となり、相互を自営線で繋ぎ、パワーコンディショナーに系統電源を供給することは託送供給約款に反する可能性があります。(なお、消防団詰所の太陽光パネルに需要設備が併設されていない場合など、条件を満たせば、現行制度でも認められる可能性があります。)	・各一般送配電事業者の託送供給約款(電気事業法第18条) ・電気事業法施行規則第3条第2項	検討に着手	現在、電力・ガス基本政策小委員会等において、「1需要場所1引込み1契約」の制度見直しの議論を行っており、引き続き検討して参ります。
⑤	気候変動リスクの開示要求について	企業に対して、国際的な枠組みである「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」に準拠した形で、気候変動リスクの開示を求めていくべきではないのか。	英国では、英金融行為監督機構(FCA)が、ロンドン証券取引所にプレミアム区分で上場する主要企業を対象に国際的な枠組みである「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」に準拠した形で2021年1月までに気候変動リスクの開示を求めると発表した。日本も同様の対応をしていくべきではないか。	金融庁、経済産業省、環境省	平成29年6月29日に公表された「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」の最終報告書(以下、TCFD提言)では、気候変動が企業財務にもたらすリスクと機会を投資家等に開示するための任意の枠組みを提供しています。 気候変動を含むサステナビリティ情報に関する報告基準については、TCFD提言をはじめ現在国際的に様々な枠組みが存在していると承知しています。このような状況の中、国際会計基準(IFRS)を策定しているIFRS財団が、サステナビリティ情報に関する報告基準の策定に取り組むため市中協議を実施するなど、より統一的な報告基準の実現に向けた国際的な取り組みが行われているところです。 (参考)提案理由の中で、英国では「2021年1月までに気候変動リスクの開示を求める」とされており、コンプライ・オア・エクスプレイン(実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するかを求める手法)によって求める旨、ロンドン証券取引所の上場規則の改正により令和3年1月より実施する予定と認識しています。また、英国財務省は、令和7年までに大企業及び金融機関に対し、TCFD提言に沿った開示の義務付けを実施するロードマップ(令和2年11月9日公表)を示しているところです。 我が国の現行の金融商品取引法に基づく開示制度においては、気候変動に関する情報について、企業が業務内容などに応じ、投資家の投資判断に必要であると判断する場合には、法定開示書類である有価証券報告書に記載することを求めています。 このほか、気候変動に関する情報については、統合報告書等において任意の開示を進めている企業も多いものと承知しており、こうした企業の自主的な開示の取組みを促していくことは重要であると考えています。金融庁、環境省、経済産業省は、TCFD提言に沿った開示に自主的に取り組もうとする企業をサポートしています。開示者数の増加のみならず開示の質の向上を目指し、TCFDサミットの開催、TCFDガイダンス等の策定等を実施しました。	-	検討を予定	サステナビリティ情報の報告基準に関して国際的に様々な枠組みが存在している中、我が国としても、国内関係者と連携して、サステナビリティ情報に関するより統一的な報告基準の実現に向けた国際的な議論に参画していきます(注)。 (注)IFRS財団が令和2年9月30日公表した「サステナビリティ報告に関する市中協議文書」に対しては、IFRSに関連する日本の市場関係者の意見の集約を目的とし、9の団体(一般社団法人日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、株式会社日本取引所グループ/株式会社東京証券取引所、公益社団法人日本証券アナリスト協会、企業会計基準委員会、公益財団法人財務会計基準機構、金融庁、経済産業省、法務省)から構成されるIFRS対応方針協議会から令和2年11月27日にコメントレターを提出しました。コメントレター提出にあたっては、当協議会の下にワーキンググループを設置し、上記の9つの団体に加え、7つの団体(年金積立金管理運用独立行政法人、一般社団法人全国銀行協会、日本証券業協会、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、環境省)がオブザーバーとして参加し、意見集約を行いました。 また、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議では、中長期的な企業価値の向上のため、コーポレートガバナンス・コードの改訂に向けた議論を行っており、その中でサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)についても令和2年度中に議論を行います。その上で、サステナビリティに関する情報の開示の在り方について、更なる検討を進めます。なお、検討にあたっては、投資家の投資判断における情報の有用性、開示する企業の負担等を総合的に勘案しつつ議論を行う予定です。 スケジュールについては、国際的な議論の動向等も踏まえて検討します。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
⑤	バイオガスプラントの原料範囲の拡充	消化液の有機肥料認定のうち、汚泥や脱水ケーキ混入も重金属濃度によって原料として取り扱いを認めて欲しい。	消化液の有機肥料認定（有機JAS認証）のうち、汚泥や脱水ケーキ混入も重金属濃度によって原料として取り扱いを認めて欲しい。 また、認定される場合でも、消化液として使って認証されるまで3年間要するが、その期間を短縮してほしい。 （消化液は、従来の堆肥と比較して、原料中の窒素・リン酸・カリウムの肥料栄養分を保存性が高く、環境性に優れた肥料生産システムである点を評価して欲しい。）	農林水産省	有機農産物の日本農林規格には、「ほ場における肥培管理」として、「ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。）に限り使用することができる」と規定されています。 また、消化液については、同規格の別表1の中で「メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。）」が規定されており、更に汚泥については、「有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料のJASのQ&A」間16-15において、「汚泥を有機農産物の生産に使用する場合には、当該物質を使用する認証生産行程管理者が、汚泥を排出しているすべての事業者等の汚泥の由来や排出過程等を管理・把握し、当該汚泥がすべて天然物質及び天然物質に由来するものであることを証明できなければなりません。このため、現実には、汚泥を有機農産物の生産に使用できるのは例外的な場合に限られると考えられます。」と規定されています。 さらに追加いただいた情報の中で3年間要するという点については、慣行栽培から有機栽培への転換期間だと思われます。有機農産物の日本農林規格には、有機への転換期間として、「多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあっては種又は植付け前2年以上の間」、有機の規格に基づき管理することが必要となります。ただし、「開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていないほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場」の場合は、この転換期間を短縮することができます。 なお、この内容（転換期間を含む）は食品の国際規格のガイドラインであるCODEXに準拠しています。	有機農産物の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1605号）、有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料のJASのQ&A（令和2年7月農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室）	その他	消化液に係る詳細な情報をいただければ、別表1に該当する資材かどうか確認いたします。 また、これまでも別表1における肥料及び土壌改良資材の追加要望については、詳細を調査した上で、必要があれば追加をしてきたところです。 当該消化液が、有機ほ場に使用可能かどうかは、別表1に該当するかどうか個別に確認いたします。これについては、3年等の期間の定めはありません。 消化液を散布する予定のほ場について、有機の認証をとるための転換期間については、基本的には3年間ですが、CODEXでも定められているとおり、「開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていないほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場」の場合は短縮することが可能です。
⑤	合法性ガイドライン等における木質バイオオマスの位置づけの明確化	合法性ガイドラインの中で、FITによる助成の有無に関わらずバイオマス発電事業を位置づける。その上で、木質燃料の持続可能性が担保されるように、基準を明確にし、LCA分析に基づき温室効果ガス（GHG）の削減基準を設けるとともに、活用できる第三者認証の選定などを行う。 *合法性ガイドラインは、2006年にグリーン購入法に基づく公共調達のために作られたものであり、一部古い情報が含まれている上、FIT助成を受けての発電事業などは想定されていない。	（主に輸入材を使った）木質バイオマス発電の持続可能性確保の点で、現行の林野庁ガイドラインに不十分な点が多く、持続可能性の確認が十分でない可能性があり、電力需要家や市民から問題視されている。	農林水産省、経済産業省	輸入木質バイオオマスの扱いは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）の事業計画ガイドラインにより、『法に則って伐採された木材のみを燃料として認めているため、認定申請に当たっては、燃料調達に関する体制において、持続可能性（合法性）が証明された木材・木材製品を用いていることを証明することが必要となります。具体的には、森林認証制度やCoC認証制度等における認証が必要となりますが、詳細は林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を参照願います。』と規定されています。「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」では、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき一般的な事項等を定めています。 また、FIT法の対象とならない燃料用の木質バイオマスについては、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）により、合法性の確認を行うこととされています。	事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン	検討に着手	経済産業省が設置しているバイオマス持続可能性ワーキンググループ（WG）において、FIT制度で求めるライフサイクルGHG排出削減に関する検討が進んでいるものと承知しております。林野庁も同WGにオブザーバー参加しており、同WGにおける検討等を踏まえ、適切に対応してまいります。
⑤	クリーンウッド法上のFITのバイオマス発電事業者の登録義務化	FITのバイオマス発電事業に関わる事業者は、第二種木材関連事業者として登録を義務化し、合法性確認の取組結果の公表を促す。	（主に輸入材を使った）木質バイオマス発電が用いる燃料の合法性の確認の点で、クリーンウッド法に基づく事業者登録が進んでおらず、合法性の確認が十分でない可能性があり、電力需要家や市民から問題視されている。	農林水産省、経済産業省	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）では、チップや木質ペレットを含め木材の加工・販売等を行う全ての木材関連事業者は、同法に基づく登録の有無に関わらず、取り扱う木材等について合法性の確認を行うこととされています。 木材関連事業者は、同法第9条に基づいた申請により、木材等の合法性の確認等の措置を適切かつ確実に実施する者として第三者機関である登録実施機関から認められると登録木材関連事業者として登録・公示され、登録木材関連事業者の一覧は林野庁Webサイト「クリーンウッド・ナビ」で公表されています。	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律	対応不可	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律は、木材関連事業者が自主的に合法性の確認等を行うことを促すものであり、事業者の信用力を向上させ取引相手として選択されやすくなるよう、事業者の自発的な申請に基づく登録制度を設けているものです。バイオマス発電事業者の運用実態調査等でも合法性確認に関する特段の問題は確認されていないことから、登録を義務化するという規制強化を図るべき事由は生じていないと考えております。 同法施行以降、木材関連事業者の登録推進のためのセミナーや個別相談会等を実施しており、チップや木質ペレットを取り扱う木材関連事業者は、令和2年10月31日時点で89社が登録され、Webサイトで公表されています。引き続きこれらの取組を通じ、バイオマス発電事業に関わる事業者の登録が進むよう働きかけてまいります。
⑤	木質バイオマス発電の制度変更	木質バイオマス発電の経済的な自立を促すため、①切り捨て間伐材を対象外とし、②林地残材や工場残材、樹皮などの残材利用のみを対象とする。その上で、③FIT価格（コストの上乗せ水準）の見直しを行うとともに、段階的に削減して、FIT制度終了までの廃止を行う。	（主に国産材を使った）木質バイオマス発電について、FIT制度開始時に利用が想定された「林地に残された切り捨て間伐材」は、実態としては減少しているにも関わらず、高い買取価格が維持されており、高コスト構造の温存に繋がっている。	経済産業省	令和2年度現在、再エネ特措法施行規則では、木質バイオマスについて、①森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）及び②一般木質バイオマス（製材等残材、輸入木材等）について、FIT制度の対象としています。①は、2,000kW未満は1kWh当たり40円＋税、2,000kW以上は1kWh当たり32円＋税のFIT調達価格が設定されており、②は、10,000kW未満は1kWh当たり24円＋税、10,000kW以上は入札制によりFIT調達価格が決定することとなっています。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件	事実誤認/検討を予定	再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者が再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 なお、森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）は、安定的な発電が期待できる国産の再エネであることや、森林資源の適切な活用や林業再生等の地域活性化につながることを踏まえ、現在、FIT制度の対象としています。また、再エネ特措法上、調達価格は、再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎として定めることになっていることを踏まえ、現在の調達価格が設定されております。 FIT制度では、再エネ電気が、調達価格で調達期間にわたって買い取られることが保証されており、これによって発電事業者の投資見性を確保する制度です。このため、既に認定を受けて実施している事業については、調達価格を維持することで、再エネ電気の供給をしていただくことが重要だと考えています。他方、新規に認定する事業の対象や調達価格等については、今後、実態を踏まえつつ、必要に応じて見直してまいります。

分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
					制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
⑤ (FIT)	FIT認定申請時の広大土地の扱い	同一地番であっても、土地所有者との契約があり、物理的にも設備の設置が可能と考えられる場合には複数の事業計画認定を可能としていただきたい。	現状では同一地番で2つの事業計画認定はしないこととなっています。このような場合、地方経産局からは土地を分筆するよう求められますが、広大な土地を分筆することは現実的に不可能な場合が多いです。特に人里離れた山林原野では境界も曖昧であり物理的に不可能なところもあります。地理・地形上は同一土地内で複数の事業を実施することが可能であっても、同一地番での複数認定をしないことで事業が実施できず再エネの普及の支障になっていると考えております。	経済産業省	発電事業計画が認められるには「土地の使用権原の確保」及び「一の場所において複数の発電設備を設置しないこと」を満たす必要があるため、同一地番で2つの事業計画を認定することはできません。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項第2号 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第1項第2号	事実誤認/検討を予定	再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 なお、再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする場所における土地トラブルを防止する観点や所有権、その他の使用権原を有するかを確認する観点から、同一地番において複数の事業を認定することは不可であり、分筆を行った上での申請を求めています。今後、再エネの主力電源化を進めるため、必要性和妥当性が認められた場合には検討してまいります。
⑤ (FIT)	拙速なFIPへの移行ではなくFITを活かす政策への変更	・「競争電源」の対象およびFIP制度・入札制度などのあり方を見直すべきである。競争入札でコストを下げることは幻想であり、予見可能性を低めることが普及の障害になっている。 ・風力発電については2030年以降の導入目標を大幅に引き上げた上で現状のFIT制度の改善をしつつFIP制度の導入は市場の拡大の筋道が十分に見えてからにすべきである。 ・太陽光発電についても入札制度よりも、FIT制度での、規模別やタイプ別の買取価格の設定をきめ細かく設定する必要がある。土地利用などの面で持続可能性に様々な課題がある地上置き太陽光に対して、営農型太陽光（ソーラーシェアリング）や屋根置き太陽光の普及を進めるため、タイプ別の買取価格の区分も設けるべきである。 ・事業用太陽光では、出力規模や事業形態により発電のコスト構造が明らかに異なるため、一定規模（例えば2MW）未満の「地域活用電源」については入札の対象外として新たな調達価格の区分を設けるべきである。 ・ドイツでは、入札にあたり社会的合意形成などの観点から地域での所有（オーナーシップ）や利益配当などを重視した「ご当地性（Community Power）」を参加条件にしている場合もあり、日本においてもそのような一定の「ご当地」枠を設けて、設備の認定や系統接続などを優先的に行うべきである。	大規模な事業用太陽光や風力などの「競争電源」については、これまでのFIT制度に代わってFIP制度の導入および市場への統合が検討されている。しかし、入札制度を前提としてFIP制度への移行や市場への統合を拙速に行うことは、これまで拡大してきた太陽光発電市場に大きなブレーキとなる可能性あり、特に海外と比べて大きく立ち遅れている風力発電市場にとっては致命的な影響を及ぼす可能性がある。現状の太陽光発電の入札制度は、欠陥が多いと言わざるを得ない。2019年度には500kW未満の事業用太陽光に対象が広がられたが、拙速に入札の対象を広げるよりも入札制度の見直しが必要である。その中で、地域ベースで地産地消を目指すご当地電力系の事業者は、応札すらできない状況にあった。現状の入札制度では、入札制度への参加には巨額の開発資金や系統接続などへのリスク対応が必要となり、大資本をもつ事業者しか参加できず、地域主体のご当地エネルギーの事業者が排除されるという根本的な問題がある。加えて、こうした外資や地域外の大手資本による巨大ソーラー開発が、地域との対立を招いている事例が頻発していることにも留意する必要がある。	経済産業省	FIT制度の下では、再エネ事業者が、市場価格を踏まえ、電力需給に応じた売電行動をとるといことが期待されません。今後、再エネを主力電源化していくために、他の電源と同様に、電力需給に応じた売電を通じた、電力市場への統合が不可欠であることから、再エネ特措法を改正し、令和4年度よりFIP制度導入を決定しています。 また、FIT制度の入札は、再エネの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るという観点から導入され、入札した供給価格の低い者から順に落札していく仕組みとすることで、国民負担の抑制を図ることとしています。令和2年度現在、太陽光発電に関しては、250kW以上の事業用太陽光を対象に入札とし、風力発電に関しては、着床式洋上風力発電のみ、入札制の対象としています。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	事実誤認/検討を予定	再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITやFIPによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 なお、FIP制度は、再エネ発電事業者に、市場価格の動向に応じた売電行動を促しつつ、プレミアムの付与により投資予見可能性を高め、再エネの市場統合を進めるための制度であり、再エネの自立化へのステップとして、主力電源化を進めるための鍵となると考えています。また、FIP制度は入札を前提としたものではなく、FIP制度の対象のうち、入札対象となるものと入札対象範囲外となるものがあります。FIP制度の対象は、電源ごとの状況や事業環境を参考に設定する方針であり、風力発電については、FIP制度が施行される令和4年度は、FIP制度のみ適用が認められる対象を設けない方向で、現在、調達価格等算定委員会にて審議が進められています。 入札制度は、事業者間の競争によるコスト低減を促し、費用効率的な水準での事業実施を実現していくためのものであり、国民負担の抑制と再エネの最大限の導入を進めるためには重要な制度であると考えています。入札の予見可能性を高める取組として、令和3年度は、事業用太陽光や陸上風力発電の入札の上限価格を事前公表する方向で、現在、調達価格等算定委員会にて審議が進められています。 調達価格や基準価格については、効率的に発電を実施した場合に通常要する費用を基礎に算定し、原則として効率的な案件から導入を図っていくこととしており、国民負担の抑制の観点から、区分の過度な細分化には慎重であるべきと考えています。また、250kW以上を対象とした太陽光発電設備第6回入札の結果、500kW未満の小規模太陽光発電も一定割合が落札し、競争が進んでいます。 こうした実態も踏まえつつ、適切な調達価格や基準価格、入札対象等の設定を行ってまいります。 また、地域産業への貢献などを通じて地域と共生している優良な再エネ発電事業を広く知ってもらい、そうした優良な取組を全国へ横展開するため、地域と共生する再エネ発電事業を顕彰する制度の検討を、専門家や業界団体等から構成される検討会において、今年11月から開始しました。
⑤ (FIT)	自家消費率の義務の撤廃	長野県においては、気候非常事態宣言、気候危機突破方針、長野県脱炭素社会づくり条例と、脱炭素に向けたより具体的な対策を進めている。地方に多い中小企業もそのプレイヤーとして期待されている。ところが、2020年度から改訂された固定価格買取制度では、50kW未満の低圧案件では自家使用30%以上が義務付けられ、屋根が広く空いていても全面に設置できないことから、設置を見合わせる事業者が出てきている。この自家消費率の義務化は、初期費用が安くなり、電気代コスト削減につながることから関心を持っている中小企業の意欲を妨げているため、この自家使用の割合の規定を撤廃するべきである。また、今後、10kW未満だけでなく50kW未満の低圧案件も固定価格での買取を継続して、地域における小規模案件を増加させ、個人も含め地域における多様なプレイヤーの拡大を図る時間を確保すべきである。	2020年度より太陽光発電の低圧案件において、自家消費率を30%以上、できるだけ50%程度にと規制された結果、屋根の面積は広く空いているのに、モジュール容量を減らさざるを得ない案件が多発しており、地域で場所があるが設置できない屋根上の再エネ増加を阻害している。	経済産業省	令和元年度の調達価格等算定委員会、小規模事業用太陽光発電（10-50kW）については、地域において信頼を獲得し、長期安定的に事業運営を進めるため、自家消費を前提とした設備等の支援に重点化していくという方針が整理され、令和2年度から自家消費型の地域活用要件を設定しています。具体的には、①再生可能エネルギー発電設備の設置場所でも少なくとも30%の自家消費等を実施すること（ただし、農地一時転用許可期間が10年間となり得る営農型太陽光は、自家消費等を行わないものであっても、災害時活用を条件に、FIT制度の対象）、②災害時に自立運転（停電時に外部電源なしで発電を再開すること）を行い、給電用コンセントを一般の用に供すること、の両方をFIT認定の要件として求めています。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則	事実誤認/検討を予定	再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 なお、自家消費型の地域活用要件が設定された事業用太陽光（10-50kW）については、令和元年度の調達価格等算定委員会、自家消費型への支援重点化を含めて整理され、令和2年4月から自家消費型の地域活用要件を設定したところです。諸実績データが揃っていない現時点においては当該要件を維持する方向で、調達価格等算定委員会にて審議されておりますが、今後、実態を踏まえつつ、必要に応じて見直してまいります。